

# 給水装置工事に係る取扱要綱

平成13年2月1日発行

## 加除（さしかえ）表

追録第2号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
第1部	目3から目4まで	1	目3から目4まで	1	第1部目1の次へ
	3から8まで	3	3から8まで	3	2の次へ
	20から22-1まで	2	20から22-1まで	2	19の次へ
	37から38まで	1	37から38まで	1	36の次へ
	49から50まで	1	49から50まで	1	48の次へ
	53から58まで	3	53から58まで	3	52の次へ
	65から66まで	1	65から66まで	1	64の次へ
第2部	1から2まで	1	1から2まで	1	目2の次へ
	31から34まで	2	31から34まで	2	6. 中仕切の次へ
	37から40まで	2	37から40まで	2	36の次へ
	45から46まで	1	45から46まで	1	44の次へ
	49から52まで	2	49から52まで	2	48の次へ
	59から60まで	1	59から60まで	1	58の次へ
第3部	目1から10まで	6	目1から10まで	6	第3部表紙の次へ
第4部	1から2まで	1	1から2まで	1	目1の次へ
第5部	7から8まで	1	7から8まで	1	(2) 中仕切の次へ
	17から18まで	1	17から18まで	1	16の次へ
	21から22まで	1	21から22まで	1	(4) 中仕切の次へ

# 給水装置工事に係る取扱要綱

平成13年2月1日発行

## 加除（さしかえ）表

追録第2号

種別	手順	ぬきとるページ	枚数	追録から加えるページ	枚数	加えるところ
		参考資料	上水道	1から2まで	1	1から2まで
9から10まで	1			9から10まで	1	8の次へ
11から12まで	1			11から12まで	1	10の次へ
27から28まで	1			27から28まで	1	26の次へ
下水道	1から6まで		3	1から6まで	3	目次の次へ
	—		—	10-1から10-2まで	1	10の次へ
	11から12まで		1	11から12まで	1	10-2の次へ
	25から38まで		7	25から38まで	7	24の次へ
	51から56まで		3	51から56まで	3	50の次へ

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

【取扱二】

⑦ その他の器具等	2 2-2
5. 給水装置工事の施工	2 3
(1) 土木工事	2 3
① 現場管理	2 3
② 道路掘削工事の施工	2 4
③ 道路復旧工事の施工	2 5
④ 標準復旧断面図	2 6
(2) 管工事	3 7
① 鋳鉄管施工基準	3 7
② ポリエチレン管施工基準	4 2
③ 分岐工事	4 6
④ 計画断水作業	4 7
⑤ 凍結防止方法	4 8
⑥ 修繕工事	5 3
6. 製図	5 5
(1) 作図方法および様式	5 5
① 方法	5 5
② 位置図	5 5
③ 平面図	5 5
④ 立体図	5 6
⑤ 様式	5 6
⑥ その他	5 6
(2) 表示記号	5 7
① 給水管および給水用具類	5 7
② 管種	5 8
③ 管径	5 8
④ 弁類	5 8
⑤ 異形管類 (K形の場合)	5 9

7. 給水装置工事設計審査	6 0
(1) 設計審査申請図書	6 0
(2) 設計審査申請の承認通知	6 0
8. 給水装置工事検査	6 0
(1) 工事検査申請図書	6 0
(2) 分岐工事の立会検査	6 1
① 分岐工事の立会検査区分	6 1
② 分岐工事の時期	6 1
(3) 通水作業の立会検査	6 2
① 通水作業の立会検査区分	6 2
② 通水方法	6 2
③ その他	6 3
(4) 水圧試験	6 4
① 試験要領	6 4
② 試験方法	6 4
(5) 水道局が行う完成検査	6 6
① 立会完成検査	6 6
② メーター以下の給水装置の検査項目	6 6
③ 水質検査	6 6
④ 路面復旧の確認	6 6
⑤ 立会を必要としない検査	6 6
⑥ 現場検査の省略	6 7
(6) 指定事業者が行う完成検査	6 7
(7) 水質試験	6 7
① 基本事項	6 7
② 新設铸铁管布設工事の水質試験	6 7
③ 受水槽式給水の水質試験（共同住宅等の特例検針を認める場合）	6 7

### 3. 給水方式

#### (1) 直結式給水

##### ① 3階建てまでの直結給水

直結給水は、3階までとする。ただし、給水管の末端等から分岐して給水する3階建築物については、事前に水道局との協議を必要とする。

##### ② 4から5階建てまでの直結給水

最低動水圧が0.3MPa(3.0kgf/cm<sup>2</sup>)を確保できる地域にある4から5階建てまでの建築物については、事前協議を行い管理者が別に定める「中層建築物直結給水取扱要綱」の基準に適合している場合は、直結給水を認める。

#### (2) 受水槽式給水

##### ① 受水槽式給水としなければならない場合

ア 地上4階以上の建造物に給水しようとする場合。ただし、管理者が特に認める場合を除く。

イ 病院などで災害時、事故等による水道の断水時にも、給水の確保が必要な場合。

ウ 一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。

エ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。

オ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合。

カ その他管理者が必要と認める場合。

##### ② 共同住宅等の受水槽式給水の取扱

建築物の用途が住居である共同住宅等の場合、受水槽以下の給水設備が、管理者が別に定める「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱」等の基準に適合している場合は、管理者がメーターを貸与し各戸検針を行うことがある。

#### (3) 直受併用式給水

3階までは直結、4階以上は受水槽式として併用の給水方式とすることができる。ただし管理者が別に定める「中層建築物直結給水取扱要綱」「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱」の基準に適合している場合は、この取扱によるいずれかの給水方式を選択することができる。

## 4. 計画使用水量

### (1) 計画給水量の算定

#### ① 基本事項

ア 給水栓その他の用具の用途別使用水量とその同時使用率を考慮した水量または業態別使用水量等から、いずれかの適当な方法で求めるものとする。

イ 給水栓の標準使用水量

(ア) 口径13mm給水栓 12l/分/栓

(イ) 1戸あたり 18l/分/戸 (アパート, 団地等給水管等)

(ウ) 口径25mm以上給水栓 用途別使用水量とする。

ウ 計画給水量の算定に際し、当該取扱に記載のないものは、財団法人給水工事技術振興財団発行の手引きまたは空気調和衛生工学便覧等による。

#### ② 直結式給水量

ア 給水栓数が31個以上または使用水量が家庭用と比較にならない営業用(一般用)等の同時使用率は、使用実態に合わせた明確な根拠で求めるものとする。

イ 1棟で玄関が共用の2世帯住宅建物で、各階に風呂を含めた1世帯の設備がある直結給水の場合は、各階ごとにメーターを設置することを原則として水量計算をする。

事情があつて同一世帯とする場合は、各階ごとに同時使用給水栓数を求めた上、合計した給水栓数で使用水量を求める。

ウ 1階が店舗で2階に同一使用者の住居がある、店舗併存住宅の直結給水の場合は、全給水栓数をもとに同時使用給水栓数を求めることを原則とするが使用時間の実態が明らかに区分されるときは、住居部分と店舗部分のいずれか使用水量の多い方を、全体の使用水量とする。

(ア) 主として一般家庭の直結給水の場合

用途別使用水量×同時使用率栓数

(イ) 一般住宅の給水本管(共同管)の場合

1戸当り平均使用水量×戸数×同時使用戸数率

#### ③ 受水槽式給水量

ア 受水槽への給水量は、直結式と異なり、使用時間、使用水量および受水槽容量を配慮したものでなければならない。

イ 受水槽への給水は、付近配水管に水圧変動、水衝作用等の影響を及ぼさないよう、給水管の口径、流入時間を十分考慮しなければならない。

ウ 受水槽への給水の用具は、ボールタップ、定水位弁などであるが、水衝作用を起こさないものを選定する。

エ 受水槽への給水量調節は、定流量弁、流入調整弁等を設置するものとする。

- (ア) 1日最大使用水量は、使用時間、用途に応じて  
 業態別1人1日当り使用水量×使用人員  
 建物単位床面積1㎡1日当り使用水量×床面積
- (イ) 受水槽の給水量＝1日最大使用水量÷使用時間
- (ウ) 受水槽容量 ＝1日最大使用水量×4/10～6/10
- (エ) 高置槽容量 ＝1日最大使用水量×1/10

## (2) 設計水圧

直結3階までの給水装置の設計に適用する配水管最小動水圧は、0.2MPa (2kgf/cm<sup>2</sup>)とし、配水管の動水圧が0.2MPa (2kgf/cm<sup>2</sup>)以下の場所にあつては現状の最小動水圧とする。

ただし、5階直結給水可能地域の配水管最小動水圧を0.25MPa (2.5kgf/cm<sup>2</sup>)とすることができる。

なお、4から5階の直結給水については、「中層建築物直結給水取扱要綱」に定める取扱による。

## (3) 給水管口径の決定

### ① 基本事項

- ア 給水管の口径は、管理者が定める配水管の水圧において計画使用水量を供給できる大きさにすること。
- イ 水理計算にあたっては、計画条件に基づき、損失水頭、管口径、メーター口径等を算出すること。
- ウ メーター口径は、計画給水量に基づき、管理者が使用するメーターの使用流量基準の範囲内で決定すること。

### ② 損失水頭

- ア 給水装置の管内を水が流れるとき、管、用具および分岐や接合箇所摩擦損失が生じ、水の流れを障害し、水圧低下や水量不足をきたすため、損失水頭を求め、その総和が配水管最小動水圧(水頭)以下となるよう給水管の口径を決定し、適正な水圧、使用水量が確保できるよう設計する。
- イ その他、管の流入、流出口、管の曲がり継ぎ手の損失水頭は、影響が少ないので計算上省略できる。
- ウ メーター、水栓類、管継手類、分岐等の損失水頭は、用具類の損失水頭と同じになる直管の長さに換算し、給水管の総延長として計算する。
- エ 損失水頭の水理計算は、配水管等の分岐から末端水栓までとする。
- オ 管の摩擦損失水頭の計算は、次の公式または流量図表により行う。

(ア) 口径50mm以下の給水管の場合 ウェストン公式

(イ) 口径75mm以上の給水管の場合 ヘーゼン・ウィリアムス公式

流速係数C=110

③ 管内流速

管内流速は、原則として2 m/秒以下とする。

④ 給水栓数の取扱

一般住宅およびこれに類似する建築物は、次の給水栓を減じて給水栓総数とすることができる。給水栓口径は13mmとする。

ア トイレ内の1栓を超える給水栓

イ 浴室内およびユニット装置内の1栓を超える給水栓（湯沸器は除く）

ウ 屋外の散水栓1栓。ただし、2栓以上の場合は、1栓とする。

エ 歯科ユニットは、5台までを1栓とし、6台から10台まで2栓とする。

⑤ 損失水頭計算書の提出

設計審査申請書に損失水頭計算書の添付を必要とする給水装置工事は、次のとおりとする。

ア 4から5階建て建築物に直結給水する工事。

イ 給水管の末端等から3階建て建築物に直結給水する工事。

ウ 開発行為および2戸または2箇所以上が共同で専用使用する給水管を布設する工事。

エ 大量の使用水量が見込まれ、配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのある建築物等に給水する工事。

オ その他、管理者が必要と認める工事。

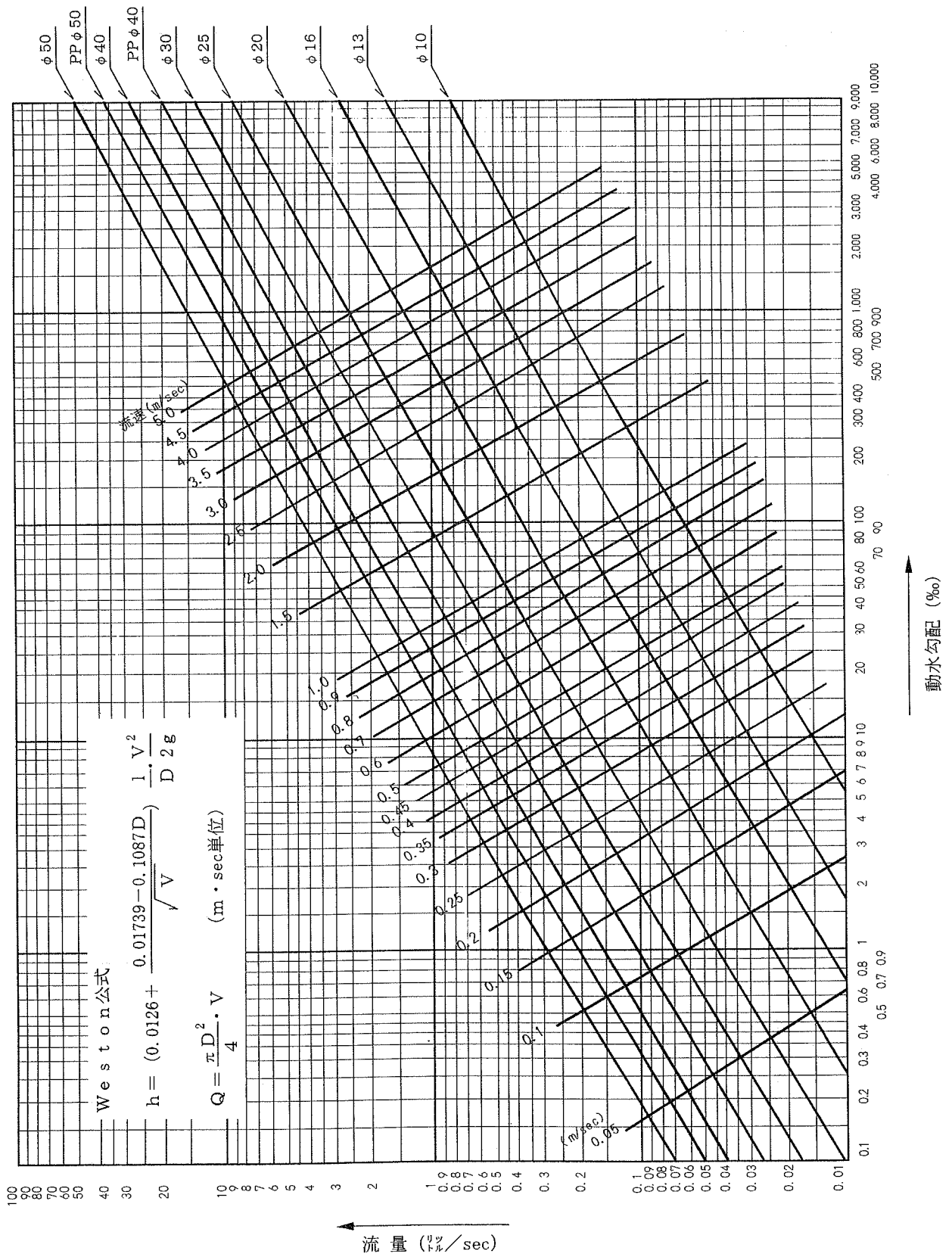
⑥ 使用する給水管の口径（分岐からメーターまで）

ア ポリエチレン管および内外面ライニング鋼管は、口径13、20、25、40、50mmとする。

イ ダクタイル鋳鉄管は、口径75、100、150、200、250、300、350mmとする。



ウエストン公式図表



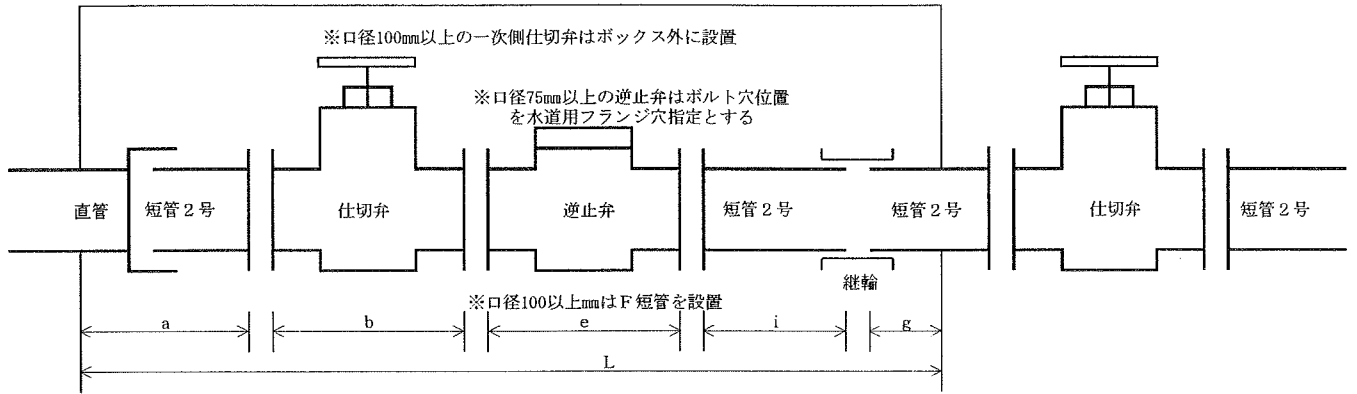
・動水勾配早見表 (ウエストーン公式)

□内が  $v=2.0\text{m/秒}$ 以下となる範囲

流量 ( $\ell/\text{秒}$ )	動 水 勾 配 (%)									流量 ( $\ell/\text{秒}$ )
	$\phi 13$	$\phi 16$	$\phi 20$	$\phi 25$	$\phi 30$	Pe $\phi 40$	$\phi 40$	Pe $\phi 50$	$\phi 50$	
0.1	69	27	10	3.8	1.7	0.9	0.5	0.3	0.2	0.1
0.2	228	89	33	12	5.3	2.7	1.5	1.0	0.5	0.2
0.26	362	141	51	19	8.3	4.1	2.3	1.5	0.8	0.26
0.3	466	180	66	24	11	5.2	2.9	1.8	1.0	0.3
0.4	777	299	108	39	17	8.5	4.6	3.0	1.7	0.4
0.5		444	159	57	25	12	6.7	4.3	2.4	0.5
0.6		615	220	79	34	17	9.2	5.9	3.3	0.6
0.64			246	88	38	19	10.2	6.6	3.6	0.64
0.7			289	103	45	22	12	7.7	4.2	0.7
0.8			366	131	56	28	15	9.6	5.3	0.8
0.9			452	161	69	34	18	12	6.5	0.9
1.0				194	83	41	22	14	7.8	1.0
1.1				230	99	48	26	17	9.2	1.1
1.2				268	115	56	30	19	11	1.2
1.3				309	132	65	35	22	12	1.3
1.4				353	151	74	40	25	14	1.4
1.5					171	83	45	29	16	1.5
1.6					192	93	50	32	18	1.6
1.7					214	104	56	36	20	1.7
1.8					237	115	62	39	22	1.8
1.9					261	127	68	43	24	1.9
2.0					286	139	74	47	26	2.0
2.1					312	151	81	52	28	2.1
2.2						165	88	56	31	2.2
2.3						178	95	61	33	2.3
2.4						192	103	65	36	2.4
2.5						207	110	70	38	2.5
2.6						222	118	75	41	2.6
2.7						238	127	81	44	2.7
2.8						254	135	86	47	2.8
2.9						271	144	92	50	2.9
3.0							153	97	53	3.0
3.1							162	103	56	3.1
3.2							172	109	60	3.2
3.3							182	116	63	3.3
3.4							192	122	66	3.4
3.5							202	129	70	3.5
3.6							213	135	74	3.6
3.7							223	142	77	3.7
3.8							234	149	81	3.8
3.9								156	85	3.9
4.0								164	89	4.0
4.1								171	93	4.1
4.2								179	97	4.2
4.3								186	101	4.3
4.4								194	106	4.4
4.5								202	110	4.5
4.6								211	114	4.6
4.7									119	4.7
4.8									124	4.8
4.9									128	4.9
5.0									133	5.0
5.1									138	5.1
5.2									143	5.2
5.3									148	5.3
5.4									153	5.4
5.5									158	5.5
5.6									163	5.6

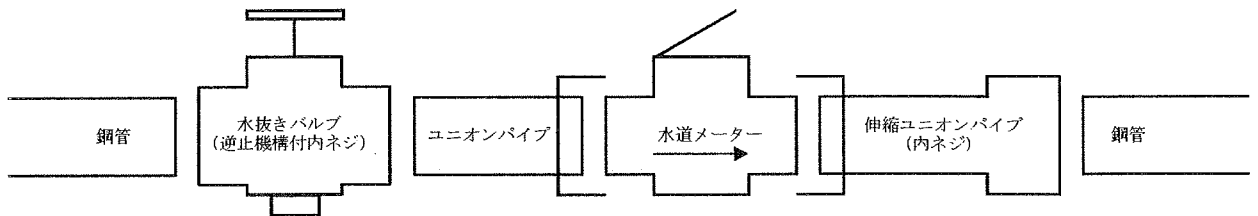
※呼び径を有効口径として算出した。

(サ) 口径75mm以上 1～5階直結の逆止弁のみ設置配管

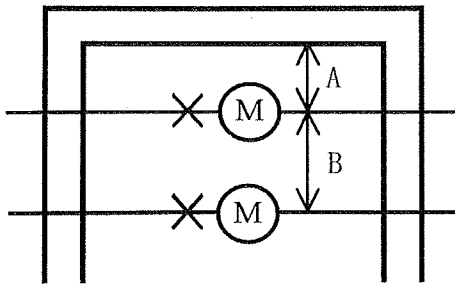


カ 管理者が認める中層建築物の直結給水および受水槽式給水による共同住宅等の特例検針建物の場合の設置配管標準図（屋内設置）

(ア) 口径20～25mm共同住宅各戸パイプシャフト内のメーターと逆止弁の設置配管（水抜きバルブは、逆止機構付内ネジ型とする。また伸縮ユニオンパイプは、内ネジ型とする。）



キ 複数のメーターを同一箇所に設置する場合のメーター間の適正寸法は、以下のとおりとする。



口径	13mm	20mm	25mm	40mm
A寸法(単位 mm) 側面よりメーターまでの 最低寸法	75以上	75以上	100以上	150以上
B寸法(単位 mm) メーター間最低寸法 取替作業最低寸法	150以上	150以上	200以上	300以上

⑨ メーターボックス等の設置

- ア メーターは、メーターボックスの中心線上に位置するよう設置すること。
- イ メーターボックスは、沈下することがないように十分に基礎を堅固にし、また凍上のおそれがある場所については、位置のずれや傾斜をきたさないようにすること。
- ウ メーターボックス内に雨水、汚水等が流入しないよう、設置すること。
- エ メーターを鳥居配管とする場合は、エルボ部分にメーターボックスがかからないよう設置すること。また止水栓、仕切弁のネジ部およびフランジ部分に、メーターボックスがかからないよう据え付けること。

⑩ メーターボックス等の構造

- ア メーターボックスは、鋳鉄製、合成樹脂製（FRP、ABSなど）またはコンクリート製の管理者が認めたものとする。
- イ 屋外にメーターを設置する場合は、管理者の指定する保護ボックスを取り付けること。
- ウ メーターを複数同一箇所に設置する場合、コンクリート製のピット等を作製してよいものとする。この場合蓋は、検針およびメーターの取替が容易な構造とし、大きさおよび防寒、防水等防護措置については、管理者と十分打ち合わせる事。
- エ メーターボックス寸法と対応メーター口径は、次のとおりとする。

名称	対応口径	メーターボックス内寸法 (単位mm)			摘要
		L ( )は上部寸法	W ( )は上部寸法	H	
A-中	13mm~20mm	(420)480	(320)380	450	各口径1個のみ設置
A-大	25mm	(535)610	(320)395	450	//
B-1	13mm~25mm	540	390	250	各口径1個のみ設置(Aボックス同時使用)
B-2	13mm~40mm	700	407	650	13mm~20mm 4個設置 25mm 3個設置 40mm 1個設置
B-3	13mm~40mm	700	600	650	13mm~20mm 4個設置 25mm 3個設置 40mm 2個設置
B-4	13mm~50mm	1,000	700	650	13mm6個設置 20mm6個設置 25mm6個設置 40mm3個設置 50mm1個設置
T-1	50mm~75mm	1,260	760	900	各口径1個のみ設置
T-2	50mm~150mm	1,560	760	900	//
T-3	150mm	1,800	900	1,150	//
保護ボックス	13mm~40mm	540	390	200×300	軽量コンクリート製(Aボックス同時使用)
保護ボックス(蓋)	—	600	450	—	ABS製
保護ボックス(蓋)	—	600	450	—	縞鋼板製(枠付き)

【取扱二】

オ メーターボックスおよび配管寸法は、次のとおりとする。

口径	メーターのみ設置		メーター・逆止弁設置		逆止弁のみ設置		摘 要
	配管寸法 (単位mm)	対応ボックス	配管寸法 (単位mm)	対応ボックス	配管寸法 (単位mm)	対応ボックス	
13mm	327	A-中+B-1 A-中+保護ボックス	—	—	—	—	Aボックス使用の際 Bボックスまたは保護 ボックスを同時使用
20mm	450	A-中+B-1 A-中+保護ボックス	592	B-2 (A-大+B-1) A-大+保護ボックス	—	—	〃
25mm	513	A-大+B-1 A-大+保護ボックス	668	B-2 (A-大+B-1) A-大+保護ボックス	—	—	〃
40mm	579.5	B-2	793.5	T-1	578.5	B-2 (A-大+B-1) A-大+保護ボックス	〃
50mm	886	B-4 T-1	1,171	T-2	611	B-2 (A-大+B-1) A-大+保護ボックス	〃
75mm	—	—	1,360	T-2	1,430	T-2	2次側仕切弁は ボックス外に設置
100mm	—	—	1,290	T-2	1,240	T-2	1,2次側仕切弁は ボックス外に設置
150mm	—	—	1,660	T-3	1,360	T-2	〃

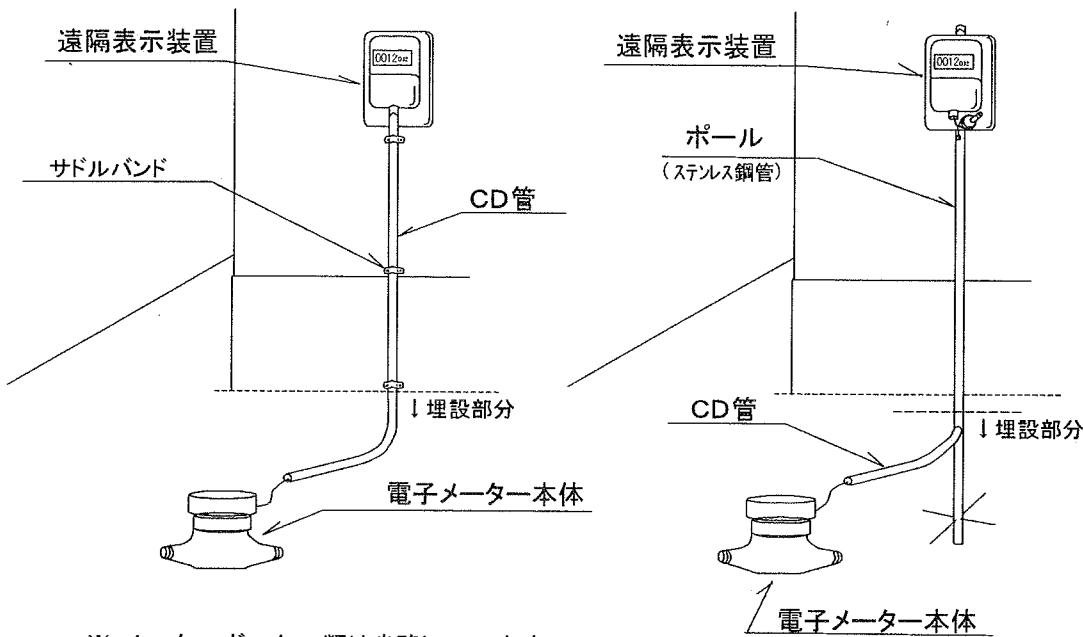
### ⑪ 電子メーターの設置等

ア 電子メーターの設置は、原則として次のとおりとする。

- (ア) 電子メーター本体の設置は、取替および点検が容易にでき、凍結のおそれのない場所とする。
- (イ) 遠隔表示装置は、建物の壁に設置すること。なお、建物の壁等に設置が困難な場合は、ポール設置式とすることができる。また、遠隔表示装置設置高さは、地上より1.5mとする。
- (ロ) 伝送線の保護管は、CD管口径22mmを使用し、埋設する場合は深度を30cm以上とし、壁に取り付ける場合はサドルバンドで確実に固定する。
- (エ) ポール設置の場合は、局の指定するステンレス鋼管口径25mmのポールを使用し、内部を伝送線の保護管が貫通するよう組み立て、ポールの上端部の防水処理および転倒防止の措置をする。
- (オ) 伝送線の配線総延長は、おおむね7m以内とする。
- (カ) 電子メーターを設置する場合であってもメーターボックスは設置する。

・ 壁に設置する場合

・ ポール設置の場合



※ メーターボックス類は省略しています。

イ 電子メーターを設置する場合の費用の負担区分は、次のとおりとする。

- (ア) 設置する電子メーター本体、遠隔表示装置およびこれらの付帯品（ボルトナット、封印線、封印玉、パッキン等）は、局が貸与する。
- (イ) メーターの設置およびその他付帯する工事（保護管の設置など）に係る費用は、すべて設置者の負担とする。

ただし、既設のもので計画取替によるものは、局の負担とする。

(5) 特殊器具等の設置

① 高圧洗車機

加圧された洗剤およびワックスの混合水が逆流するおそれがあるため、受水槽式（シスタンク等）給水とする。

② 浄水器

性能基準は、JWWAS102の基準によること。

なお、浄水器以降の水は、水道水中の溶存物質などを除去するため、給水栓から流出する水は、水道水として取り扱われない。

ア I形は、給水栓、他の末端給水器具の一次側直近に取り付けて、常時圧力が浄水器に作用するため、逆流防止弁を設置すること。

イ II形は、給水栓の二次側に取り付けて、常時圧力が作用しないこと。

## (2) 管工事

### ① 鋳鉄管施工基準

#### ア 総則

給水管は十分な強度を有するものであって、耐久性、耐食性に優れ、かつ水質に影響を与えないものでなければならない。

給水管には多種多様なものがあるが、その選定に当たっては、埋設環境、水質条件等を考慮し、規格品を使用することとし、また各種団体規格に定められた水道用規格品を使用すること。

水道用ダクタイル鋳鉄管の規格は、JIS G 5526、内面の規格は、JIS A 5314、および5528とし、水道用ダクタイル異形管はJIS G 5527、内面の規格はJIS G 5528とする。

#### イ 管種

管は、内圧および外圧のいずれにも耐える強度を持つものでなければならない。内圧は、実際に使用する管路の最大静水圧と水撃圧を考慮し、外圧は、土圧、路面荷重および地震力等を考慮する。また、埋設場所の諸条件、すなわち土質状態、地下水の状況、他の埋設物の有無および路面荷重等を考慮する。

継手の種類によっては異形管防護を必要とする。

K形ダクタイル鋳鉄管の使用口径は呼び径75mm～350mmとする。

SⅡ形ダクタイル鋳鉄管の使用口径は呼び径100mm～350mmとし、地盤変動の著しい箇所（耐震用、軟弱地盤など）に使用する。

#### ウ 接合工法

鋳鉄管の接合方法は、次のとおりとする。

ボルトの締付けトルク表（A形・K形・KF形・SⅡ形・S形）

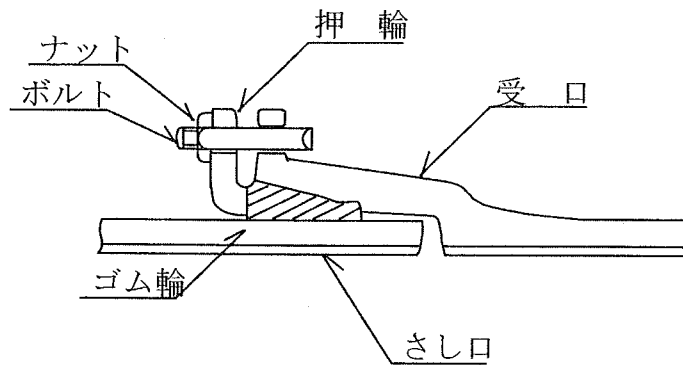
使用管径	ボルトの呼び	締付けトルク	
		N・m (SI単位)	kgf・m (従来単位)
75	M16	60	6
100～600	M20	100	10
700～800	M24	140	14
900～2600	M30	200	20

備考 締付けトルクは初期の値を示す。

フランジボルトの締付けトルク表

使用管径	ボルトの呼び	締付けトルク	
		N・m (SI単位)	kgf・m (従来単位)
75～100	M16×75	60	6
200	M16×80	60	6
250～300	M20×85	90	9
350	M20×95	120	12

(ア) K形接合



継手部分詳細図

接合法には次の点に留意すること。

- a 管を清掃する。この場合、さし口外面端より約40cmおよび受口内面並びにボルト孔などに付着している油、砂、その他の異物をきれいに取除く。
- b さし口に押輪をあらかじめはめこんでおく。
- c さし口外面、受口内面およびゴム輪の全面に滑剤を塗布する。
- d ゴム輪をさし口に、押輪と同様あらかじめはめこんでおく。この場合、ゴム輪の方向を間違えないようにして、さし口端面から15～20cmの位置まで入れる。
- e さし口を受口内面に挿入する。この場合、将来の管路伸縮、たわみ等を考慮して、さし口端面と受口底部との間に数ミリメートルのすきまを開けておく。
- f ゴム輪を受口内面の所定の位置に片寄らないように挿入した後、押輪をセットし、管と押輪のボルト孔の中心を合わせる。
- g 清掃されたボルトを対称の位置に押込んで仮締めし、ゴム輪をほぼ所定の位置に挿入する。
- h スパナ又は、ラチェットレンチで締付ける。この場合、片締めにならないよう注意すること。
- i 全部のナットが、規定のトルクに達しているかどうかを順次確認する。一度規定のトルクまで締付けてあっても、隣のナットを締付けると緩みがちとなるから、最後は、特に細かく数回にわたり、満遍なく締付け確認すること。締め終わったら、所定の強度に達したか、トルクレンチを用いて確認すること。



(イ) 不凍水抜栓を使用する場合は、日本水道協会特別基準、(社)日本バルブ工業会規格の基準適合品とする。

(ウ) 屋内配管は、凍結した場合の電気解氷を考慮し、金属管の使用が望ましい。

(I) 水抜き栓の種類と操作

a 不凍水抜栓

給水管路の途中に設置し、給水装置の管内の水を地中に排出し、凍結防止するもので、それぞれの配管系統ごとに設置するもの。

寒冷地では、積雪により冬期間メーターの一次側にある止水栓が使用できなくなるため立ち上がり管の損傷等の修繕の場合に使用することが多い。一度のハンドル操作で止水と排水が同時にできるものである。

b 電動式不凍水抜栓

ハンドルに変わり電動式の駆動部(モーター)を取り付け、操作盤のスイッチにより水抜き操作を行うものである。(図-2)

c 函館市型防寒止水栓

改良を重ね5種類のものがあり、現在も相当数設置されているが、平成2年に製造を中止した。

修繕用のスピンドル、パッキンは、水道局に在庫がある。

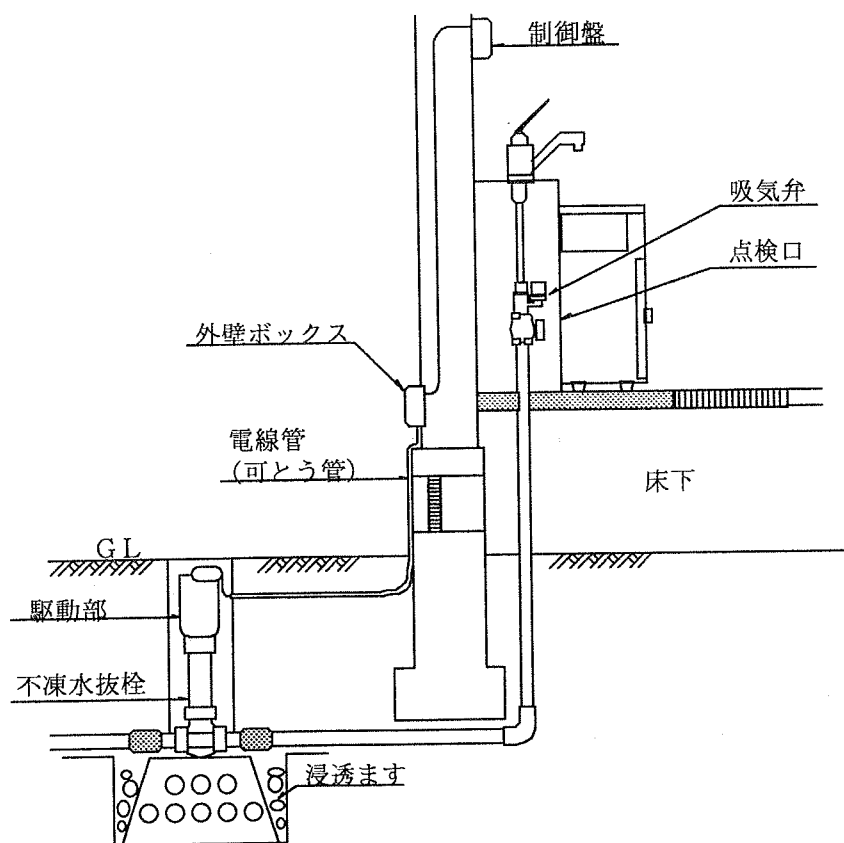
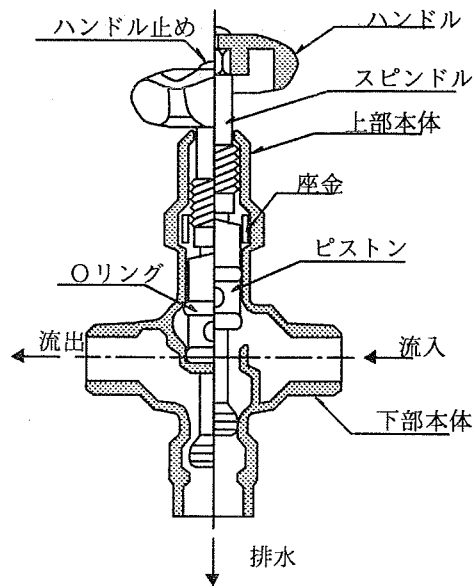


図-2 電動式不凍水抜栓の設置

#### d 水抜きバルブ

水抜きバルブは、地下室またはピット内等で不凍水抜栓を設置できない場合に取付け、水抜き操作をするバルブである。排水は用具本体の排水口に配管を接続して、浸透ます等に放流する。(図-3)



#### オ 水抜き用の給水用具の設置

- (ア) 給水装置の構造、使用状況および維持管理を踏まえ選定すること。
- (イ) 操作および修繕等が容易な場所に設置すること。
- (ウ) メーター下流側で屋内立上り管の間に設置すること。
- (エ) 汚水ます等に直接接続せずに、間接排水とすること。
- (オ) 排水口は、凍結深度よりも深くすること。
- (カ) 排水口付近には、水抜き用浸透ますの設置又は切込砂利等により埋め戻し、排水を容易にすること。(図-2)
- (キ) 水抜き用の給水用具以降の配管は、管内水の排水が、容易な構造とすること。
  - a 用具類への配管は、できるだけ鳥居型配管やU字型配管を避け、先上がりの配管とすること。
  - b 先上がり配管および埋設配管は1/300以上の勾配とし、露出の横走り配管は1/100以上の勾配をつけること。
  - c 末端給水栓に至る配管がやむを得ず先下がりとなる場合には、水抜き操作をしても給水栓弁座部に水が残るので、注意して配管すること。
  - d 配管が長い場合には、万一凍結した際に、解水作業の便を図るため、取り外し可能なユニオン、フランジ等を適切な箇所に設置すること。
  - e 配管途中に設ける止水栓類は、排水に支障のない構造とすること。
  - f 給水栓はハンドル操作で吸気をする構造(固定こま、吊りこま等)とすること。または、吸気弁を設置すること。(図-2)
  - g やむを得ず水の抜けにくい配管となる場合には、適正な位置に空気流入用または排水用の栓類を取付けて、凍結防止に対処すること。
  - h 水抜きバルブ等を設置する場合は、屋内またはピット内に露出で設置すること。

#### カ 防寒措置

- (ア) 防寒措置は、配管の露出部分に発泡スチロール、ポリスチレンフォーム、ポリエチレンフォーム等を施すものとする。(図-4)  
また、その巻厚は次表を参考とすること。

## ⑥ 修繕工事

### ア 基本事項

- (ア) 指定事業者は、配水管の分岐から給水栓までの給水装置の修繕工事を、直接申込者から依頼を受けて施工することができる。
- (イ) 公道および公道に準ずる道路（車両の通行できる道路）における自然漏水または、道路工事等で給水管を破損させた場合の修繕を依頼された時は、事前に水道局へ連絡すること。
- (ウ) 水道局は、配水管等の管理上必要と認める修繕工事について施工する。
- (エ) 修繕は、給水装置の破損、故障状況に応じ、その影響が甚大にならないよう、応急処置も含め、適確な方法で施工する。

### イ 管種別の修繕

#### (ア) 鋳鉄管の場合

- a 局部の穴あき、または分水栓の抜け出しなどは、木栓を打ち込み漏水修理用バンドで修繕する。
- b 輪ビリ状の破損も、原則として、漏水修理用バンドによる修繕とする。
- c 縦ビリ状の破損でバンド修繕できないものは、破損個所を切り管し修繕する。

#### (イ) ポリエチレン管の場合

- a 漏水修理用バンドによる修繕と、破損個所を切り管して一部を取替える方法がある。
- b 万力等で締め付けたり、折り曲げたりして一時断水して修理する場合は、管のつぶれた部分にMCユニオンを取付けて保護するなどの措置をとらなければならない。

#### (ウ) 鉛管または鋼管の場合

- a 穴あき状態の局部破損のときは、漏水修理用バンドで修繕する。
- b 破損個所を切り管して管を取り替える場合は、既設管との接続継手を管種に合わせ、適確なものを選定して修繕する。

### ウ 断水を必要とする修繕

- (ア) 出水量が多い場合は、速やかに水道局に連絡し、指示を受けること。
- (イ) 断水の判断は、水道局が行う。なお、作業に必要な指示は、状況に応じて水道局が行う。
- (ウ) 道路工事等で破損させた場合の修繕に伴う断水作業、給水装置工事で分岐工事の失敗などによる断水作業は水道局が仕切弁操作を行う。この場合、断水作業に係る費用は原因者の負担とする。
- (エ) 使用者および関係機関に対して、断水内容について事前に周知して施工する。場合によっては、運搬給水を行う。

## エ 給水用具の修繕

- (ア) 給水用具および継手などの修繕は、その故障の状態に合わせ、用具全体の取替またはパッキン等の部品の取替など、適切な方法で行うこと。
- (イ) 用具類の修繕は故障の状態によっては、部品の取替で補修できるものが多いので、状態を十分に調べて施工する。

## オ 凍結解氷

- (ア) 厳寒期にはメーターまでの給水管の凍結があるので、作業前に凍結箇所を確認すること。なお、メーターまでの地下凍結は水道局が対応する。
- (イ) 凍結により管や用具等の破損が考えられるので、通水後の破裂漏水に対応できるよう事前に止水栓等の位置と作動状態を確認すること。
- (ウ) 電気解氷器を使用する場合は、取扱説明書に従って状況を確認しながら行い、長時間の通電はしないこと。

## カ 修繕費用

- (ア) 修繕に要した費用は、使用者または原因者の負担とする。
- (イ) 水道局は、次の修繕工事について、その費用を負担することがある。
  - a 公道および公道に準ずる道路（車両の通行できる道路）に布設されている給水管の自然漏水を修繕する場合で、次に該当するもの（官公庁、法人および団地造成者所有の給水管を除く）。
    - (a) 主に生活用水に使用している口径25mm以下の給水管。
    - (b) 複数の使用者が、主として生活用水に使用している、口径40mm以上の共同給水管。
    - (c) 所有者が不明な給水管。
  - b 公道および公道に準ずる道路（車両の通行できる道路）における、所有者不明の残存管の分岐止めおよび切り離しなどの工事。

## キ 修繕工事施工の届け出

- (ア) 修繕工事を施工した後は、「修繕工事報告書」により、すみやかに届け出ること。
- (イ) 特に屋内修繕を行った場合で、使用水量の認定を必要とするときは、完了後7日以内に届け出なければならない。
- (ウ) 修繕工事の適用除外となる軽微な変更を行った場合で、使用水量の認定を必要とするときは、「軽微な変更届」を完了後7日以内に届け出なければならない。
- (エ) 修繕工事に伴う使用水量の認定は水道局の基準に基づき行う。

## ク 給水材料の取扱

- (ア) 函館市型防寒止水栓のスピンドルおよび各種パッキンは、水道局窓口で売却する。
- (イ) 「節水パッキン」は、水道局窓口で無料配布する。

## 6. 製図

給水装置の製図は、設計における技術的表現であり、工事の施工および工事費積算の場合の基礎であると同時に、将来の維持管理のための必須の資料である。

従って統一的な方法により明瞭、正確、容易に理解できるものであることが要求される。

図面は、設計、施工および工事費積算のための「設計図」と、工事の検査および維持管理のための「竣工図」に大別される。なお、施工の範囲によって図面は「分岐から末端給水栓まで」基本として「分岐からメーターまで」と「メーターから末端給水栓まで」のものがある。

### (1) 作図方法および様式

#### ① 方法

ア 作図するにあたっては、方位を明示するとともに北を上にすることを原則とする。

イ 作図する図面の種類は、位置図、平面図および立体図とするが、受水槽式給水方式の場合は、受水槽および高置タンクならびに受水槽以降の構造図、各種付帯設備の配置図を作成する。

ウ 表示記号は、(2)の表示記号を標準とする。

エ 縮尺は1/100を標準とし、これによりがたい時は1/50～1/500の範囲内とする。部分的に詳細を必要とする時は、拡大して表すこと。

オ 文字は、明瞭に体裁よく書き、数字は方向と位置を注意し、特に小数点は正確に記入すること。

カ 管などの長さの単位はm（小数点第1位まで記入）とし、口径の単位はmmとする。ただし、鋼管、給水栓、バルブ等については、AまたはB寸法で表示すること。

#### ② 位置図

位置図については、施工場所が関係者等に一目で理解できるよう位置目標となる道路状況および主要な建物等を明示すること。

#### ③ 平面図

平面図には、次の事項を明示すること。

ア 建物の位置（民地界、道路界からのオフセット）

イ 給水栓等給水用具の取付位置

ウ 配水管からの分岐位置および止水栓等のオフセット（3点から測定）

エ 布設する管の位置、管種、口径および延長ならびに防護工法

オ 材料および用具の別

カ 道路の種別（舗装の有無、幅員、歩車道区分、公道および私道の区分）

キ 分岐される配水管および給水管等の管種、口径

ク 原則として既設管は細く、新設管は太線書きとする。なお給水、給湯管を別書にすることができる。

④ 立体図

立体図は、平面図に表すことができない配管状況を立体的に表示するもので次の方法で作図すること。

ア 縮尺は、寸法に関係なく必要としないが、寸法に相応したものとし、全体が装置の形状を表現するようバランスのとれたものとする。

イ 水平埋設管は、図面に水平または原則として $45^\circ$ の傾斜とし、立上がり管は、垂直に書くこと。

ウ 水栓類、用具等を表示記号によって記入すること。

エ 管種、口径、延長および防護工法等を記入すること。

⑤ 様式

記入する用紙は、所定のAサイズ図面とし、様式は別紙のとおりのもを用いて作成すること。

ア 「分岐から末端給水栓まで」の設計図は、原則としてA3サイズで作成する。

イ 「分岐からメーターまで」と「メーターから末端給水栓まで」とに別々に施工された場合の竣工図は、それぞれA4サイズで作成することができる。

ウ 宅地造成等による図面作成についても、原則として、A3サイズとする。書ききれない場合等、特に事情のある場合はA2サイズとする。

⑥ その他

ア 水道局に提出する図面等は、原則として上質紙とし、電子式複写機を用いて作成すること。

イ A2サイズについては、青焼で提出してもよい。

(2) 表示記号

① 給水管および給水用具類

平面図・立面図共通		チ	ー	ズ							
新設給水管		エ	ル	ボ							
既設給水管		フ	ラ	ン	ジ						
撤去給水管		ブ	ラ	グ							
布設替給水管		ボ	ー	ル	タ	ッ	プ				
撤去埋設管		フ	ラ	ッ	シ	ュ	バ	ル	ブ		
メーター (口径13mm~40mm)		平面図									
メーター (口径50mm以上)		水	抜	栓							
割T字管		不	凍	給	水	栓					
サドル付分水栓		屋	外	消	火	栓					
止水栓 (口径13mm~40mm)		一	般	用	具						
バルブ類		立	ち	上	り						
減圧弁		立	ち	下	り						
逆止弁		立面図									
吸気弁		横	水	栓							
逃し弁		胴	長	水	栓						
屋内消火栓		自	在	水	栓						
ポンプ		散	水	栓							
給水用具		立	水	栓							
シスターン		衛	生	水	栓						
高置タンク		シャ	ー	ワ	ー	ヘ	ッ	ド			
低置タンク		カ	ッ	プ	リ	ン	グ	付	水	栓	
防護管(さや管)		水	抜	栓							
管の交差		不	凍	給	水	栓					
片落ち管		屋	内	止	水	栓					
ユニオン		隠	ペ	い	配	管					

【取扱二】

② 管種

管 種	記 号	継 手 記 号
ダクタイル 鋳鉄管 A 形	DIP (A)	
ダクタイル 鋳鉄管 K 形	DIP (K)	
ダクタイル 鋳鉄管 S II 形	DIP (S II)	
鋳鉄管 ソケット 形	CIP (C)	
塗 覆 装 管	SP	
石 綿 セ メ ン ト 管	ACP	
塩 化 ビ ニ ー ル 管	VP	
ポ リ エ チ レ ン 管	PP	
亜 鉛 め っ き 鋼 管	GP	
ス テ ン レ ス 鋼 鋼 管	SSP	
銅 管	CP	
塩化ビニールライニング鋼管	GP (VA) , GP (VB) , GP (VD)	
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	GP (PA) , GP (PB) , GP (PD)	

③ 管径

管 径	記 号	管 径	記 号
75		200	
100		250	
150		300	

④ 弁類

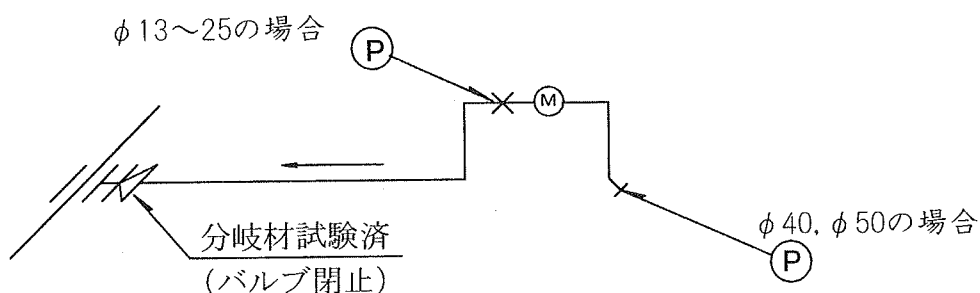
名 称	記 号	名 称	記 号
仕 切 弁		地下式消火栓 単口	
逆 止 弁		地上式消火栓	
空 気 弁 双 口		ポ ン プ	
空 気 弁 単 口		排 水 弁	

【取扱二】



イ 給水管の口径が13から25mmの甲止水栓使用のものは、分岐材の試験を終了した後、給水管等を接続し、止水栓手前エルボより試験を行う。

(図-2参照)



(図-2)

ウ メーター以下の給水装置の場合は、末端給水栓まで施工した後、給水栓とメーターの間で試験を行う。

エ 試験実施前に管内のエア抜きを十分行う。

オ 加圧状態は、1回の水圧試験に1枚の記録用紙とし、加圧から減圧までを1ストロークとして自記録装置により記録する。

カ 記録用紙には、次の事項を記載する。

(ア) 施工年月日、施工箇所、申込者名

(イ) 立会者確認（指名主任技術者、申込者または建築業者の印かサイン）

(ウ) 分岐等の試験箇所

(エ) 団地等で複数の試験を行う場合は、竣工図との照合番号

キ メーター以下の装置の試験では、次の事項に留意して実施する。

(ア) 一括した加圧が困難な場合は、部分的に加圧、記録してもよい。

(イ) 湯沸器等直結用具の取付けおよび給湯配管のあるものについては、直結部分の試験を行う。

(ウ) 受水槽またはシスタック以降の給水設備は、直結配管同様試験を行うことが望ましい。

(エ) 共同住宅等で、特例検針を申請する場合は、設備の試験を行う。

## (5) 水道局が行う完成検査

配水管の適正な管理と水質の安全確保のため、必要な範囲の検査を行うもので、完成検査にあたっては、現地において指名主任技術者立会のもと、局検査員が行うことを原則とする。

### ① 立会完成検査

- ア メーターを設置する工事
- イ 病院や飲食店等において、特殊器具を設置する工事
- ウ 受水槽設置等（私設消火栓、井戸水等）の工事
- エ その他、開発行為等の局検査員が立会を必要と認める工事

### ② メーター以下の給水装置の検査項目

- ア 使用材料等の確認  
使用材料および用具については、給水装置工事検査申請書に添付される給水装置工事使用材料書で行う。
- イ 給水方式の確認  
(直結式給水)
  - (ア) 水道局で定めた5階までの範囲
  - (イ) 末端給水栓の出水量(受水槽式給水)
  - (ア) 受水槽の容量、設置状態および定水位弁の有無
  - (イ) 末端給水栓の出水量
- ウ 配管の確認
  - (ア) 井戸水等のクロスコネクション
  - (イ) 複数のメーターが設置された場合
  - (ウ) 配水管の水質等に影響を及ぼす配管（給湯の循環使用、暖房の補給水、受水槽以降の給湯配管と直結給水配管との混合水栓による接合等）
- エ 水抜栓の設置状態の確認
- オ メーターの確認
  - (ア) メーター番号
  - (イ) メーターの設置状態

### ③ 水質検査

局検査員は、完成検査立会の際にDPD剤（No.1）により残留塩素測定を行う。また、水道水の臭気、味、色、濁り、異物の確認を行う。

### ④ 路面復旧の確認

路面復旧の確認は、路面復旧完了届および占用工事完了届に添付する写真が提出された後、局検査員が行うが、復旧状態が良好でないと認められる場合は、工事の再施工を求める。

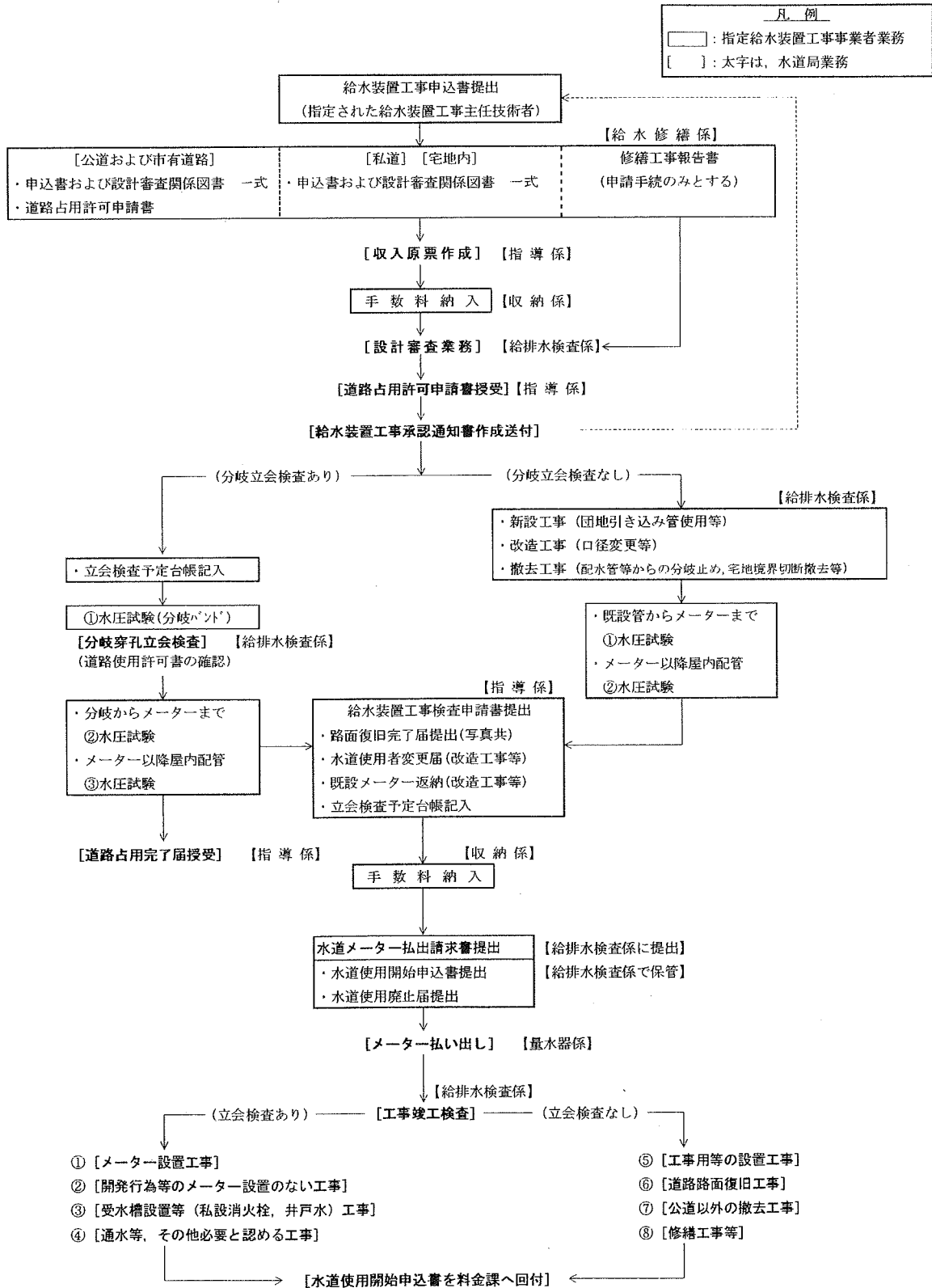
### ⑤ 立会を必要としない検査

- ア 工事用および散水栓1栓のみの設置工事

# 第 2 部

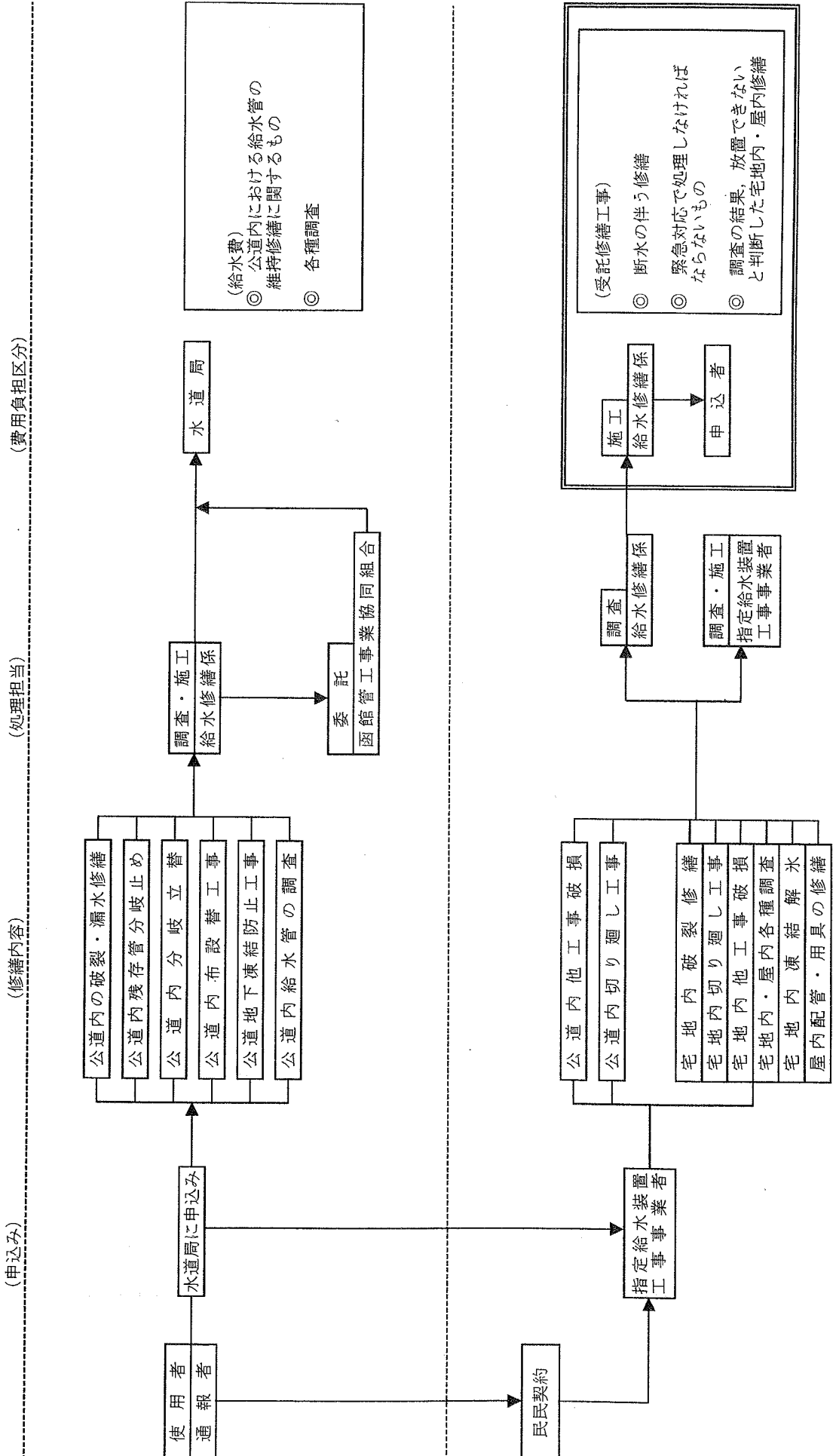
## 1. 手続等業務のフロー

### (1) 給水装置工事（新設・改造・撤去）の手続関係基本フロー



(2) 修繕工事の基本フロー

指定事業者または水道局が行う修繕工事の全体の流れは、次のとおりである。



## 6. 中層建築物直結給水の取扱

### (1) 目的

小規模受水槽による衛生問題の解消と給水サービスの向上を図るため、地上4階以上5階までの建物（以下「中層建築物」という。）に直結給水を認める場合の取り扱いを定める。

### (2) 適用基準

給水区域内の中層建築物が、次の基準に適合するものに限り、直結給水できるものとする。

① 対象区域は、それぞれの階数に応じた配水管の最小動水圧が年間を通じて確保できる地域とする。

ア 5階建て 0.30 Mpa (3.0 kg f/cm<sup>2</sup>) 以上

イ 4階建て 0.25 Mpa (2.5 kg f/cm<sup>2</sup>) 以上

② 分岐される配水管および給水管の口径が75mm未満の場合は、原則として管網が形成されていること。

### (3) 対象外の建築物

中層建築物が次の場合は、受水槽式給水とする。

① 病院などで災害時、事故等による水道の断水時にも、給水の確保が必要なもの。

② 一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるもの。

③ 配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とするもの。

④ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれがあるもの。

⑤ その他管理者が必要と認めるもの。

### (4) 技術基準

中層建築物に直結給水するときの給水装置工事の設計および施工は、次によらなければならない。

① 設計水圧は、(2) ①に規定するそれぞれの階数に応じた最小動水圧とし、最上階に設置する給水用具の必要水圧を確保すること。

② 各階に設置する給水用具の設置高さは、原則としてそれぞれの階数に応じた配水管布設道路面からの高さとする。ただし、3階建てで8m以上の高さのものは、建物の高さにより取り扱う。

ア 5階建 1.4m以内

イ 4階建 1.1m以内

- ③ 給水管の取り出し最小口径は、原則として25mm以上とし、分岐される配水管、給水管の口径未満とする。
- ④ 給水管の管内流速は、原則として2m/秒以下とする。
- ⑤ メーターの口径は次のとおりとする。
- ア 中層建築物で1戸（1事業所）に設置するメーターの口径は、20mm以上とする。
  - イ 共同住宅等で3階以上の各戸に設置するメーターの口径は、20mm以上とする。
- ⑥ メーターの器種および設置位置は、原則として次のとおりとする。
- ア 器種は、接線流羽根車式乾式デジタル表示（直読式）メーターとする。
  - イ 中層建築物で1戸（1事業所）のものは、1階屋外に設置するものとする。
  - ウ 共同住宅等で各階の各戸にメーターが設置される場合は、廊下または踊り場等に面した位置で、検針および取替が容易な、凍結のおそれのないパイプシャフト等に設置するものとする。
  - エ メーターの設置は、上流側から水抜きバルブ（逆止機構付き内ネジ形）、ユニオンパイプ、メーター、メーター伸縮ユニオン（内ネジ形）の順に設置する。
- ⑦ メーター以下の給水管は、3階建ての建物を含み第1分岐点までメーター口径の1サイズ上のものを使用することができる。
- ⑧ 共同住宅等における給水管は、原則として次のとおりとする。
- ア 宅地内に引き込む給水管に中間止水栓および逆止弁を設置する。
  - イ 立上り給水管の最小口径は、40mm以上とする。
  - ウ 立上り給水管の最頂部に排水用バルブを設置する。
  - エ ウォーターハンマーの発生による騒音防止のため、エアーチャンバー等を設置するなど適切な措置を講ずる。
- ⑨ 1戸（1事業所）に設置する逆止弁は、原則として次のとおりとする。
- ア 3から5階建てのものは、口径に係わらず設置する。
  - イ 逆止弁の設置は、口径50mm以下の場合メーターの直後とし、口径75mm以上はメーターの直前とする。

(5) 水理計算上の特例

水理計算にあたっては、次により水栓数等を軽減することができる。

- ① 散水栓は、総水栓数から除く。
- ② 1戸建ての場合で3階以上に設置する給水用具がロータンク式トイレおよび手洗いだけの場合は、各階ごとに同時使用開栓数を1栓とし、吐水量を6ℓ/分とする。

(6) 事前打合せ

中層建築物に直結給水を行う者は、設計審査を受ける前に、別紙様式による「中層建築物直結給水事前協議申込書」および次の書類を管理者に提出して打合せをしなければならない。

- ① 付近見取図（配水管および建物の位置関係が確認できるもの）
- ② 建物平面図
- ③ 給水装置工事設計図
- ④ 水理計算書

(7) 事前打合せの通知

管理者は、直結給水事前協議の結果を「中層建築物直結給水事前協議書」により通知する。

(8) 設計審査

事前打合せを終えて、設計審査を受けようとする場合は、函館市水道局給水条例施行規程に定める給水装置工事申込書に協議済み年月日を記入し、「中層建築物直結給水に係わる維持管理届」を添付して、管理者の設計審査を受けなければならない。

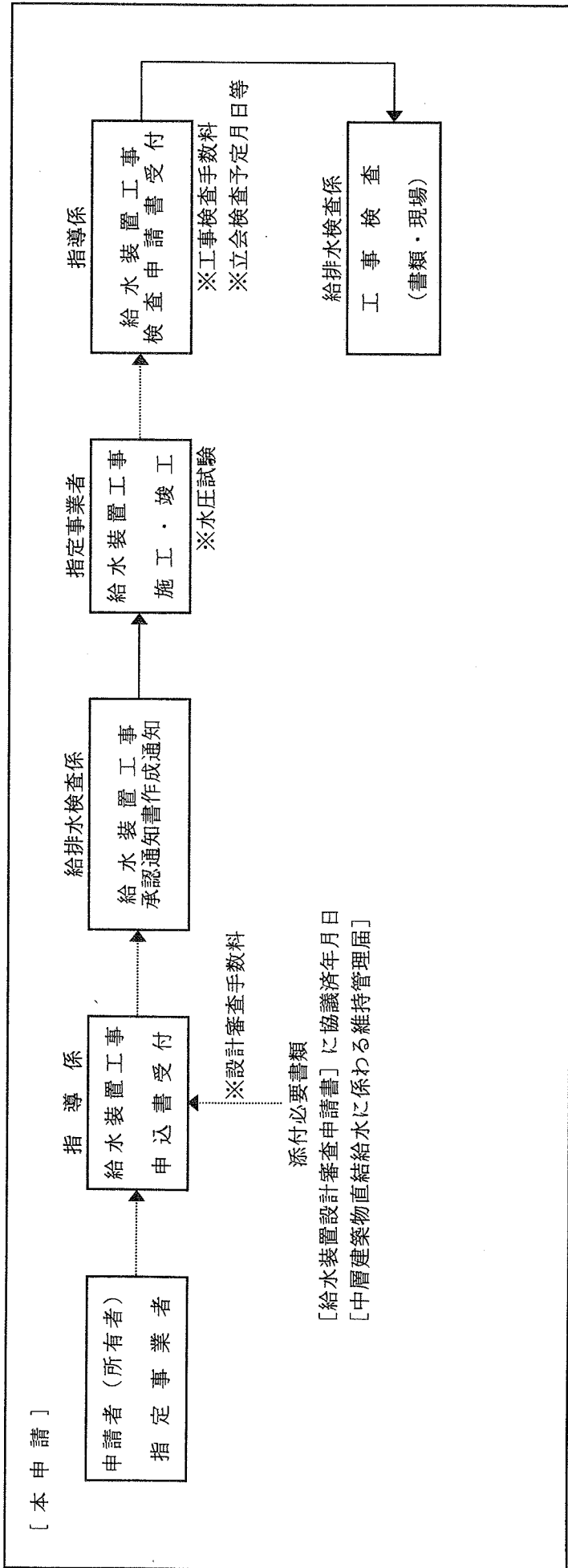
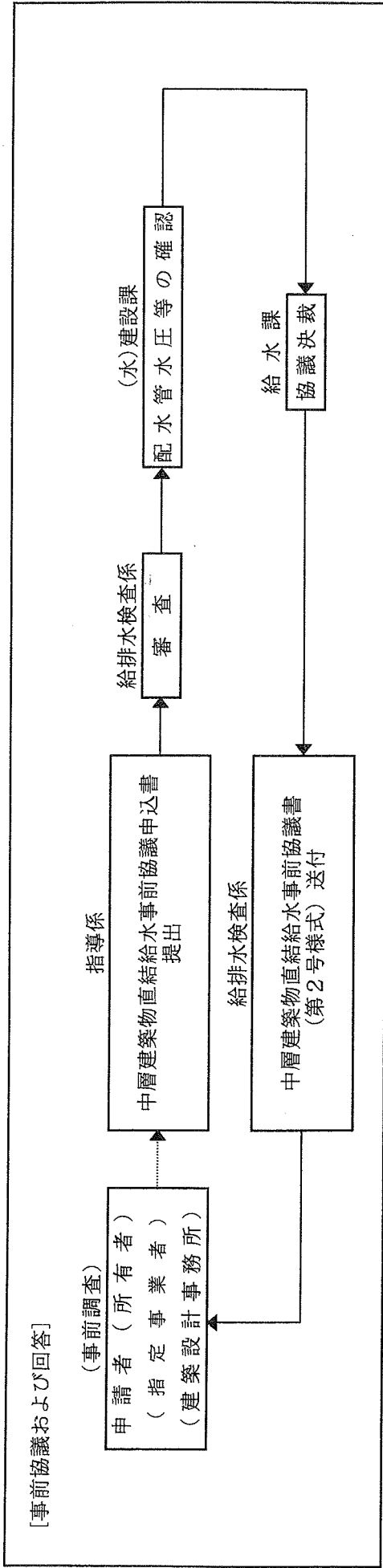
(9) 既存建物の扱い

既存の建物において新たに中層建築物直結給水を受けようとするときは、給水装置の構造および材質がこの取扱の基準に適合していなければならない。

(10) その他

この取扱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

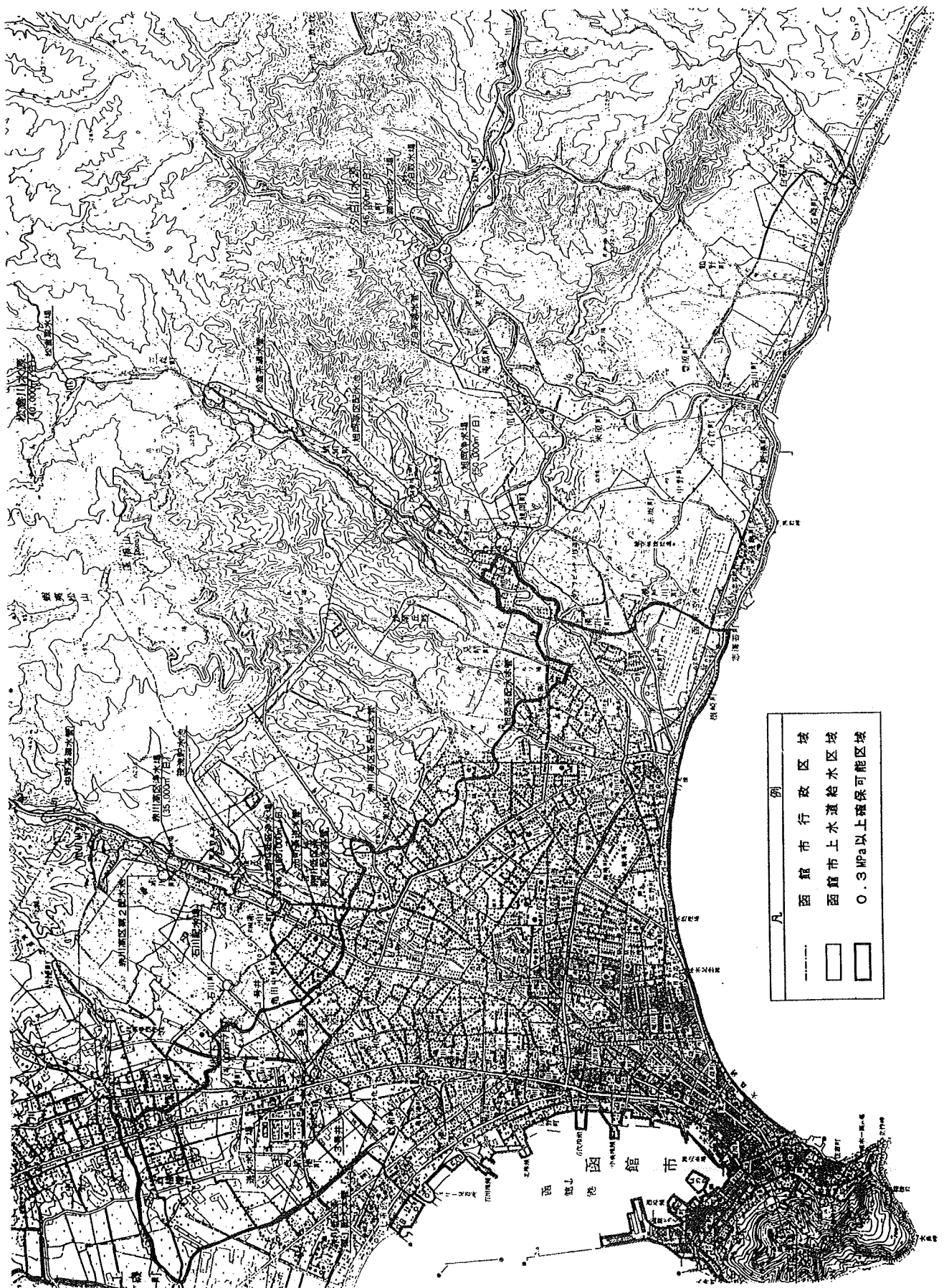
# 中層建築物直結給水の業務フロー



【 11 受 受 】



中層建築物直結給水可能区域图



(中層建築物に対する給水方式選択の検討資料)

建築物に給水する場合は、水道本管の水圧をそのまま利用して給水する直結給水方式と、水を貯留する受水槽を設置して給水する受水槽式給水があります。

各々の給水方式には下記のような長所と短所がありますので、これらを充分考慮し検討の上、建物の用途にあわせた適切な給水方式を選択し採用する必要があります。

	直 結 給 水 方 式	受 水 槽 式 給 水
長 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 配水管から直接供給され水質の心配がない。</li> <li>(2) 受水槽、ポンプ等の設置スペースと設備費用が不要である。</li> <li>(3) 停電に関係なく給水できる。</li> <li>(4) 受水槽の定期的な清掃とポンプ機器等の保守管理が不要である。</li> <li>(5) 水道管の事故等により濁水が流入した場合、受水槽に比べ復旧が容易である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水を常時必要とする建物は、必要な設備である。</li> <li>(2) 受水槽に水を常時貯留できるため、配水管の断水時にも一定時間給水が確保できる。</li> <li>(3) ポンプにより、給水量、給水圧を一定に保つことができる。</li> <li>(4) 一時的に多量の水を使用することができる。</li> <li>(5) 危険な薬品等を使用する設備から水道管への逆流を防止できる。</li> </ul>
短 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 配水管事故の際は水圧低下となり、工事等の断水時には、直ちに給水が停止する。</li> <li>(2) 配水管の水圧変動により、水圧、吐水量が安定しないことがある。</li> <li>(3) 配水管に影響を及ぼす、一時的な多量の水使用は、制限されることがある。</li> <li>(4) 給水装置の維持管理が必要であり、適正に管理が行われない場合は、配水管に逆流の危険がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 受水槽、ポンプ等の設置スペースと設備費用が必要である。このことから、電気料金も必要となる。</li> <li>(2) 受水槽の定期的な清掃が必要であり、管理が悪い場合は水質の低下を招く。</li> <li>(3) ポンプ機器等の保守管理が必要であり、ポンプ故障時及び停電による断水がある。</li> <li>(4) 受水槽に濁水が流入した場合、清掃等、復旧に時間がかかる。</li> </ul>

# 中層建築物直結給水事前協議申込書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者 水道局長 様

	給水課長		係長		係	
申請者 (所有者)	住所					
	氏名					印
指定給水装置工事 事業者	住所					
	氏名					印
給水装置設置場所	函館市	町	丁目	番	号	
建築物の用途	階数	階	専用住宅	共同住宅	戸	
使用予定水量			ℓ / min	(	m <sup>3</sup> / 日)	
配水管等の種別	配水管・配水支管・配水小管・給水管 (口径					mm)
分岐の位置	函館市	町	丁目	番	号先	
給水管の口径			mm	水道メーター	mm	
				口径		
総損失水頭	(配水管から末端給水栓まで)					m

	建設課長		維持係長		係	
問題点						
指導意見						
備考						

# 中層建築物直結給水事前協議書

平成 年 月 日

(事前協議申請者)

氏 名 様

函館市公営企業管理者  
水 道 局 長

## 直結給水事前協議の結果について

平成 年 月 日付けにより事前協議のありました下記の物件につきまして  
は、次のとおり回答いたします。

当該地付近の配水管の状況から設計水圧は、 \_\_\_\_\_ MPa (kgf/cm<sup>2</sup>) で設計  
することができます。  
なお、一般的にこの設計水圧では \_\_\_\_\_ 階まで直結給水が可能です。

### [注意事項]

- 配水管の切替え工事および事故等により、計画的または緊急に断水、減水し、濁水を伴うことがありますので、使用者等に周知が必要です。
- 給水装置の設計にあたっては、函館市水道局「給水装置工事に係る取扱」「中層建築物直結給水の取扱」および厚生省監修「給水装置工事の手引き」に基づいてください。
- 詳細につきましては、水道局または函館市指定給水装置工事事業者にお問い合わせください。

### [協議物件]

給水装置設置場所	函館市	町	丁目	番	号
申請者 (所有者)	住所	町	丁目	番	号
	氏名				
建築物の用途		階建	住宅	戸	一般用 戸 計 戸

- ② 「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針認定申請書」に受水槽以降の給水設備関係図書を参考として添付し、提出すること。
- ③ 提出する受水槽以降の参考図書は、つぎのとおりとする。
  - ア 位置図，建物平面図，配管系統図，配管立体図，パイプシャフト詳細図，メーター設置図
  - イ 受水槽等詳細図およびポンプ・受水槽配管図
  - ウ その他管理者が必要と認める書類

(8) 協定書の取り交し等

- ① 設計審査，現地確認および水質検査の結果，特例検針を認めるときは，管理者が定める「協定書」を取り交わす。  
なお，協定書は2通作成し，各自その1通を保有するものとする。
- ② 管理責任者の変更届  
協定を結んだ管理責任者に変更があった場合は，「管理責任者変更届」により届け出ること。

(9) メーターの払出

「給水装置工事申込書」を提出し，管理者が発行する「給水装置工事承認通知書」を受けた後，特例検針に伴う協定書等の関係書類を提出する。  
協定書を取り交した後，「水道メーター払出請求書」により，メーターを払い出しする。

(10) 維持管理

- ① メーターの維持管理
  - ア メーターの貸与を受けた者は，き損，亡失のないよう善良な注意をもって管理すること。
  - イ 貸与を受けたメーターをき損または亡失した者は，弁償しなければならない。
  - ウ 冬期間の凍結を防止するため，適切な保温を行うこと。また，長期不在になる場合は，住居の水抜きを行うこと。
  - エ 6ヶ月以上の長期不在または入居者のいない住居は，管理者に届け出て各戸メーターを閉栓（取り外し）すること。また，入居する場合は，管理者に届け出てメーターを開栓（取り付け）すること。
- ② 受水槽以下の給水設備の維持管理
  - ア 管理責任者は，受水槽以下の設備について，善良な注意をもって水質の汚染または漏水のないよう維持管理すること。
  - イ 管理責任者は，建築物における衛生的環境の確保に関する法律等を遵守し，1年以内ごとに1回，受水槽，高置水槽等の清掃を行い，水質の安全を図ること。

ウ 前項の清掃を行うときは、事前に清掃用水の使用について「受水槽清掃用水使用申込書」を提出し、管理者の許可を受けなければならない。

また、使用後は、「受水槽清掃用水使用報告書」を提出する。使用水量料金は、水売却の取扱により、申込者に請求する。

エ 検針の結果、異常があるときは点検調査を行う。点検により異常が確認されたときは管理者の指示に従い適正な措置を講じること。

オ 参考メーターと各戸メーターの合計に差水量が発生し、原因が漏水等による場合は、速やかに修繕を行うこと。

カ 受水槽以下の給水設備を変更する場合は、事前に管理者と協議しなければならない。協議には申請様式を定めず、審査、検査手数料の徴収をしない。

#### (11) 認定の廃止

管理責任者は、特例検針を廃止しようとするときは、速やかに管理者に「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針廃止届」を提出しなければならない。

#### (12) 認定の取消

管理者は、管理責任者が協定書に記載された事項を履行しないとき、または指示に従わないときは、認定を取り消すことができる。

#### (13) 水道料金等の徴収

##### ① 検針

管理者は、共同住宅等の受水槽以下の各戸ごとに設置したメーターと参考メーターを隔月ごとに1回検針する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月または随時検針する。

##### ② 水道料金等の徴収

水道料金等は、使用者から徴収する。その他、料金等に関する取り扱いは、函館市水道事業給水条例および函館市水道事業下水道条例の規定による。

#### (14) その他

この取扱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

(給水設備の構造および材質)

第4条 受水槽以下の給水設備は、建築基準法および建築基準法施行令等に定める基準に適合していなければならない。

(メーターの設置基準)

第5条 メーターの設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 参考メーターは、原則として検針、点検が容易にできる屋外とする。
- (2) 各戸メーターは、廊下または踊場等に面した位置で検針、取替が容易であり、かつ、凍結のおそれがないパイプシャフト等に設置する。
- (3) 凍結防止のため、メーター上流側から水抜きバルブ（逆止機構付き内ネジ）、ユニオンパイプ、メーター、メーター伸縮ユニオン（内ネジ）の順に設置すること。
- (4) メーターは、給水栓より低い位置に水平に設置すること。
- (5) 建物の出入口またはパイプシャフト等の扉が施錠され、出入りまたは開閉出来ないときは、管理する者を常駐させること。

(メーターの維持管理)

第6条 乙は、メーターの維持管理を次のとおり行うこと。

- (1) き損または亡失のないよう善良な注意をもって管理すること。
- (2) き損または亡失したとき、乙は弁償をしなければならない。
- (3) 冬期間の凍結を防止するため、適切な保温を行うこと。また、長期不在の住居は、水抜きを行うこと。
- (4) 6ヶ月以上の長期不在または入居者のいない住居は、甲に届け出て、メーターを閉栓（取り外し）すること。また、入居するときは、甲に届け出て、開栓（取り付け）すること。

(給水設備の維持管理)

第7条 乙は、受水槽以下の給水設備の維持管理を次のとおり行うこと。

- (1) 善良な注意をもって水質の汚染、または漏水のないように管理すること。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律等を遵守し、1年以内ごとに1回、受水槽、高置水槽等の清掃を行い、水質の安全を図ること。
- (3) 受水槽等の清掃を行うときは、事前に受水槽清掃用水使用申込書(第4号様式)により甲に届け出て許可を受け、使用後は受水槽清掃用水使用報告書(第5号様式)を提出しなければならない。

使用水量料金は、甲の定める水売却の取扱により、受水槽清掃用水使用申込者に請求する。

- (4) 受水槽以下の給水設備を変更する場合は、事前に甲と協議しなければならない。協議には申請様式を定めず、審査、検査手数料は徴収しない。

(異常水量の取扱)

第8条 検針の結果、水量に異常があるときは甲が点検調査を行うことができる。

- 2 異常が確認されたとき、または参考メーターと各戸メーターの合計水量に差が生じた場合、乙は、速やかに修繕等を行うこととする。

(認定の廃止)

第9条 乙は、特例検針を廃止しようとするときは、速やかに特例検針廃止届(第6号様式)を提出しなければならない。

(認定の取消)

第10条 甲は、乙が協定書に記載された事項を履行しないとき、または甲の指示に従わないときは、認定を取り消すことができる。



(メーターの検針)

第 11 条 甲は、各戸ごとに設置したメーターと参考メーターを隔月ごとに 1 回検針する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月または随時検針する。

(水道料金等の徴収等)

第 12 条 甲は、函館市水道局給水条例および函館市水道局下水道条例の規定により、使用者から徴収する。

(義務の継承)

第 13 条 この協定に係る一部または全部について、所有権等が移転した場合、乙は、自己の責任と負担において、この協定書に定める義務を当該所有権等を有する者に継承しなければならない。

2 乙は、義務の継承に伴い管理責任者変更届（第 3 号様式）により、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(協議)

第 14 条 この協定に定める事項の変更またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 函館市公営企業管理者  
水道局長

印

乙

印

# 管理責任者(変更)届

年 月 日

函館市公営企業管理者 水道局長 様

申請者	新管理責任者 (設置者または所有者)	住所			
		氏名	印	電話	

旧管理責任者氏名 (設置者または所有者)					
共同住宅の名称					
共同住宅の設置場所	函 館 市	町	丁目	番	号
管理する者の連絡先	住所				
	氏名		電話		
建物の概要	一般住宅 ( 戸 ) ・ 店舗併用住宅 ( 戸 ) その他 ( 戸 ) 種 類 <input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸 管 理 する 者 <input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 非常駐 共 同 玄 関 規 制 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 パイプシャフト施錠 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 階 数 (                    階建)				
各戸水道メーター 口径および数量	口径	mm	個	・ 口径	mm 個
参考メーター口径	口径	mm	個		
摘 要					

【取扱二】

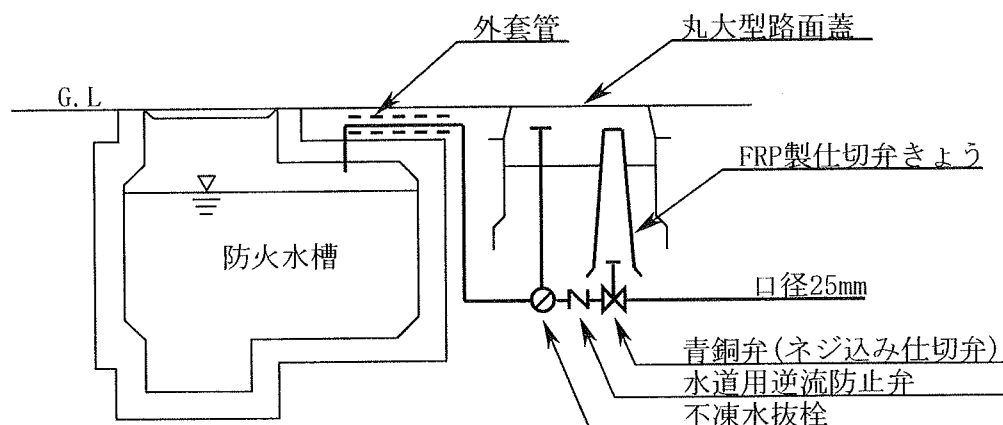
- ④ 開発行為等により設置する地上式消火栓は、管理者と事前協議を行い、寄付採納されるものはメーターを設置しない。  
寄付採納を受けた消火栓は管理者の所有とし、函館市消防本部が管理を行う。
- ⑤ 函館市消防本部所有のもの、若しくは帰属されることが決定している防火水槽にはメーターを設置しない。

(9) 封かん等

私設消火栓の封かんおよび調査は、次のとおりとする。

- ① 管理者は、隔月または必要の都度、封かんを調査する。
- ② 管理者は、使用者からの届出等がなく開封されているときは、関係者から事情を聴取し、函館市水道事業給水条例に基づき処理する。
- ③ 封かんは、管理者が行う。

(10) 防火水槽への給水



(11) その他

この取扱に定めない事項については、管理者が別に定める。

## 私設消火栓等の設置および管理の区分

設置場所	取扱および 使用基準	給水方式	消防用設備等 の種類	メーター の設置	所有者および 管理する者
公道または 公道に準ず る私道等	公 設 (消 防 用)	直 結 式	地上式消火栓 地下式消火栓	無	水道局所有 消防本部管理
			防 火 水 槽		消防本部所有 消防本部管理
開発行為等 により道路 用地内	[寄付を受けるもの] 公 設 (消 防 用)	直 結 式	地上式消火栓	無	水道局所有 消防本部管理
	[寄付を受けないもの] 私 設 (消 防 用)		地上式消火栓	無	所有者等
	[都市計画法により帰属] 公 設 (消 防 用)		防 火 水 槽	無	消防本部所有 消防本部管理
各種構内 各種建物内	[既設] 私設 (消防または消 防の演習のほ かは使用でな い。)	直 結 式	[私設消火栓] 地上式消火栓 地下式消火栓 防 火 水 槽	[封かんが必要] 無	所有者等
				参考(自己) メーター	
	[新設] 私設 (届け出の必要 はなく,専用給 水装置として 使用できる。)	直 結 式	地上式消火栓 地下式消火栓 防 火 水 槽	局メーター	所有者等
		受水槽式	消防法の適用 を受けるもの 特例検針建物 の消防用設備		
直 結 式 直・受 併 用 式	給水装置と共 用のもの				

### 第3部 給水装置工事材料の取扱

1. 給水装置の構造および材質	1
(1) 給水装置の構造および材質の法的基準（水道法施行令第4条）	1
(2) 性能基準7項目の解説	1
2. 給水装置工事材料の性能基準の区分	2
3. 給水装置工事材料の性能基準適合品の証明方法	3
4. 給水装置工事材料の性能基準適合品の認証および確認方法	4
5. 給水装置工事材料の性能基準適合品の表示	5
(1) 適合性の表示方法	5
(2) 日本水道協会品質認証センター（第三者認証機関）の品質認証マーク	5
① 基本基準適合品に使用する認証マーク	5
② 特別基準適合品に使用する認証マーク	6
(3) 型式承認品の検査証印	6
① 一般用器具	6
② 寒冷地用器具・共用器具	7
③ 打刻、鋳出しによる場合の種類および基本の形状・寸法	7
(4) 第三者認証機関の共通認証マーク	8
(5) 自己認証品の基準適合証印	8
6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）	9
(1) 管および継手類	9
(2) 分岐用具	9
(3) 栓・バルブ類	9
(4) その他	10
参考資料 給水装置の構造及び材質の基準（施行令，省令）	11



# 第 3 部

## 1. 給水装置の構造および材質

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が政令で定める基準に適合しないときは、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、またはその者に対する給水を停止することができる。（水道法第16条）

### (1) 給水装置の構造および材質の法的基準（水道法施行令第4条）

- ① 配水管への取付口は、ほかの給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- ② 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用水量に比し、著しく過大でないこと。
- ③ 配水管の水圧に影響をおよぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- ④ 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ水が汚染され、または漏れるおそれがないものであること。
- ⑤ 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
- ⑥ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- ⑦ 水槽、プール、流しその他水を入れ、または受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

※④、⑤、⑦は給水停止条件となる。

### (2) 性能基準7項目の解説

給水装置の構造および材質の基準に関する厚生省令により個々の給水管および給水用具が満たすべき性能基準は、次の7項目となる。

基準項目	解 説
①耐圧性能	水道の水圧により給水装置に水漏れ、破壊等が生じることを防止するためのもの。
②浸出性能	給水装置から金属等が浸出し、飲料に供される水が汚染されることを防止するもの。
③水撃限界性能	給水用具の止水機構が急閉止する際に生ずる水撃作用により、給水装置に破壊等が生ずることを防止するためのもの。
④防食性能	酸、アルカリおよび漏えい電流による侵食を防止するもの。
⑤逆流防止性能	給水装置からの逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生ずることを防止するためのもの。
⑥耐寒性能	給水用具間の水が凍結し、給水用具に破壊等が生ずることを防止するためのもの。
⑦耐久性能	頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、その結果給水装置の耐圧性、逆流防止等に支障が生ずることを防止するためのもの。

※ この性能基準に適合する給水装置工事材料は、すべて使用できる。しかし、性能基準に適合しない給水装置工事材料を使用した場合は、給水拒否または給水停止の要件となる。

## 2. 給水装置工事材料の性能基準の区分

7項目の性能基準は、すべての給水装置工事材料に一律に適用するものではなく、性能基準ごとに、その確保が不可欠な材料に限定して適用するものである。参考として次の表に性能基準ごとに適用する給水装置工事材料を示す。

性能基準	適用する給水装置工事材料
耐圧性能	すべての給水管および給水用具 (最終の止水機構の流出側に設置されるものを除く)
浸出性能	飲料に供される水に接触する可能性のある給水管および給水用具 [適用対象の用具例] ○給水管 ○末端給水用具以外の給水用具 ・継手類 ・バルブ類 ・受水槽用ボールタップ ・先止め式瞬間湯沸器および貯蔵湯沸器 ○末端給水用具 ・台所用、洗面所用等の水栓 ・元止め式瞬間湯沸器および貯蔵湯沸器 ・浄水器、自動販売機、冷水器
水撃限界性能	水撃作用を生じるおそれのある給水用具であり、具体的には水栓、ボールタップ、電磁弁、元止め式瞬間湯沸器等がこれに該当する。 なお、水撃作用を生じるおそれがあり、この基準を満たしていない給水用具を設置する場合は、別途、水撃防止用具を設置するなどの措置を講じなければならない。
逆流防止性能	逆止弁、減圧式逆流防止器、逆流防止装置内蔵型の給水用具
負圧破壊性能	バキュームブレーカー、負圧破壊装置内蔵型の給水用具、吐水口空間により逆流を防止する構造の給水用具 (ボールタップ付ロータンク、自動販売機、冷水器)
耐寒性能	凍結のおそれのある場所において設置される給水用具 なお、凍結のおそれのある場所においてこの基準を満たしていない給水用具を設置する場合は、別途、断熱材で被覆するなどの凍結防止措置を講じなければならない。
耐久性能	減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁、電磁弁等



### 3. 給水装置工事材料の性能基準適合品の証明方法

給水装置工事材料の性能基準適合の証明は、製造業者等が自らの責任において行う自己認証が基本とされるが、第三者機関が製造業者等との契約により、認証する第三者認証も有効とされている。

自己認証	第三者認証
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 製造業者は、自らの責任のもとで性能基準適合品を製造し、若しくは輸入することのみならず、性能基準適合品であることを証明する方法。</li> <li>○ この証明については、製造業者等が自らまたは、製品試験機関等に委託して得たデータ、作成した資料等により行う。</li> <li>○ 具体例としては、               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社検査証印等の表示を製品等に行う。</li> <li>・ 性能基準を満たす試験証明書および製品品質の安定性を示す証明書を種類ごとに指定給水装置工事事業者に提示する。 等が考えられる。</li> </ul> </li> <li>○ 性能基準適合であることの証明方法の基本となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中立的な第三者機関が、製造業者等との契約により、製品試験、工場検査等を行い、基準に適合しているものについては基準適合品として登録し、認証製品であることを示すマークの表示を認める方法。</li> <li>○ これは製造業者等の希望に応じて、任意に行われるものであり、義務付けられるものではない。</li> <li>○ 欧米諸国においては、一般的に実施されている。</li> </ul>

※ 性能基準適合品の確認方法（インターネットホームページ）

・ 厚生省ホームページアドレス

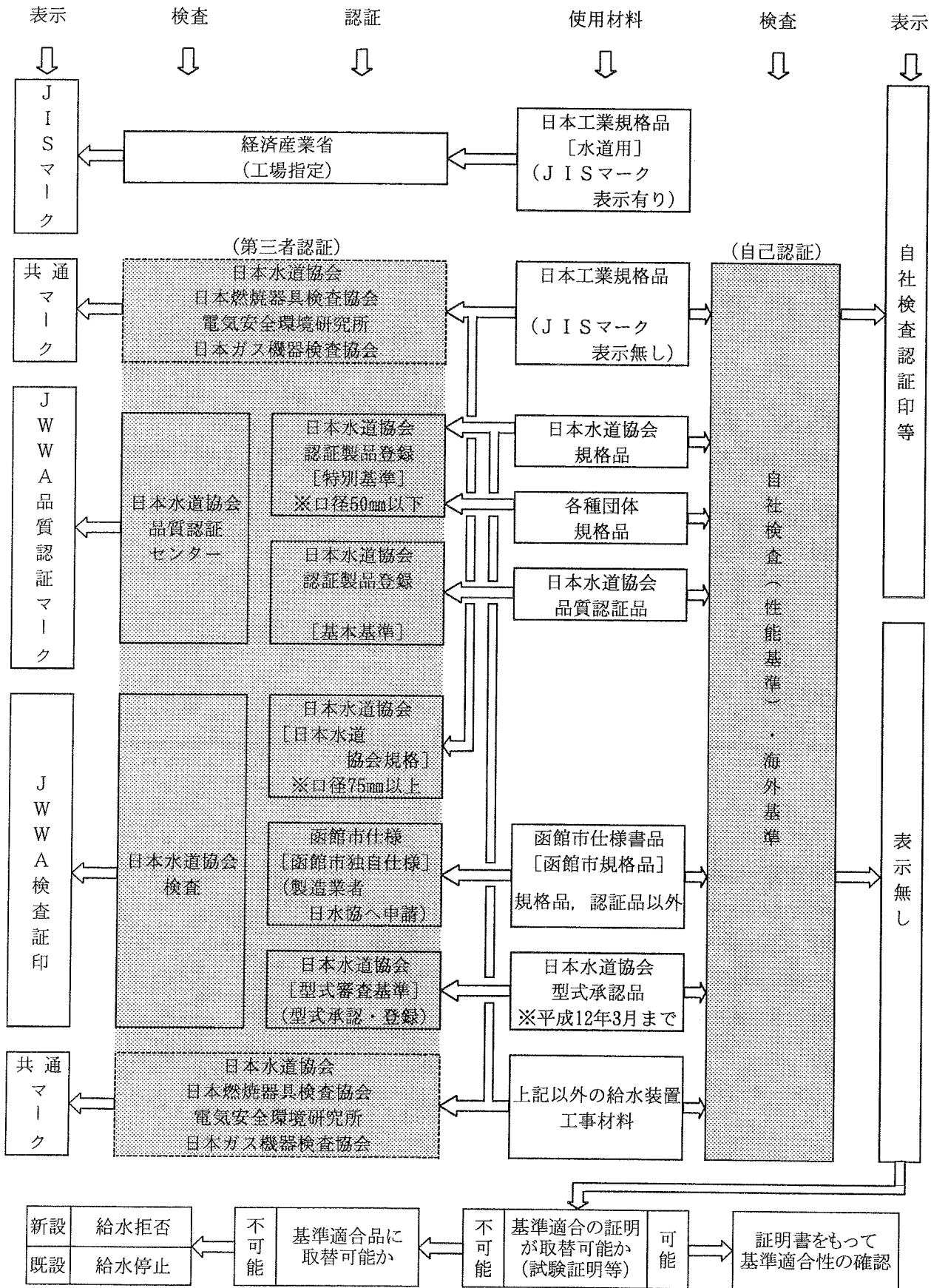
URL [http://www.mizudb.or.jp/KYU\\_Menu.html](http://www.mizudb.or.jp/KYU_Menu.html)

・ 日本水道協会品質認証センターホームページアドレス

URL <http://www.jwwa.or.jp/center/>

#### 4. 給水装置工事材料の性能基準適合品の認証および確認方法

現時点における日本工業規格品，日本水道協会規格品等の各種材料の性能基準適合に関する証明方法の動き，その確認方法について次のフロー図を示す。



【取扱二】

規格および仕様品以外の製品については、製品に求められているすべての性能基準の項目について基準を満たしている適合性の表示方法として、消費者や工事業者が確認しやすい任意の方法で、製品、梱包材、説明書等に自ら自社検査証印および認証マークが表示される。

しかし、その表示行為はあくまでも製造業者の任意であることから、表示のない製品については性能基準適合性の証明ができる試験証明書等の提出により確認するものとする。

(1) 適合性の表示方法

適合性の表示方法（シールまたは印刷および打刻、鋳出し等）

	日本工業規格	日本水道協会 品質認証品	自己認証品	函館市仕様品
給水管および 給水用具	JISマーク	JWWA品質認証マーク	自社検査証印	JWWA検査証印等
		表示なし※	表示なし※	

※表示の有無は任意

(2) 日本水道協会品質認証センター（第三者認証機関）の品質認証マーク

日本水道協会品質認証センターで認証した製品は、品質認証マークとして基本基準適合品に表示するマークと特別基準適合品に表示するマークに分別される。

基本基準適合品とは、水道法第16条に基づく給水装置の構造および材質に関する基準に適合した製品をいう。

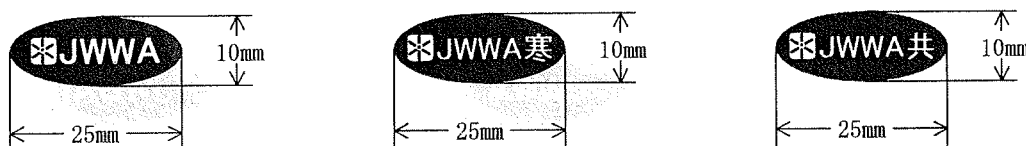
特別基準適合品とは、基本基準に他の性能項目についての基準を付加した基準であって、品質認証センターが認めた規格であり、JWWA規格等が該当する。

なお、JISマーク表示品については、品質認証センターでの認証はしないとされている。

品質認証マークは、シールまたは印刷のほか打刻、鋳出しまたは押印等に表示され、品質認証マーク種類および基本の形状・寸法は次のとおりである。

① 基本基準適合品に使用する認証マーク

ア シールまたは印刷による場合の基本の形状・寸法および色調



推奨色調（地色 青色，文字 銀色）

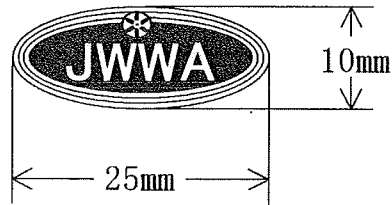
イ 打刻，鑄出しによる場合の種類および基本の形状・寸法

種類	刻印，ゴム印，鑄出し，印刷等		
形状・寸法	4 mm	6 mm	9 mm
外枠・寸法	6 mm	8 mm	11 mm



② 特別基準適合品に使用する認証マーク

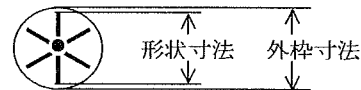
ア シールまたは印刷による場合の基本の形状・寸法および色調



推奨色調（地色 青色，文字 銀色）

イ 打刻，鑄出しによる場合の種類および基本の形状・寸法

種類	刻印，ゴム印，鑄出し，印刷等		
形状・寸法	4 mm	6 mm	9 mm
外枠・寸法	6 mm	8 mm	11 mm



(3) 型式承認品の検査証印

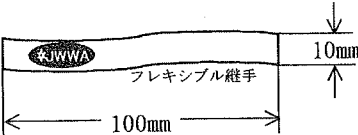
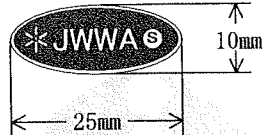
(社) 日本水道協会の型式登録を受けている製品は，最大平成12年3月までが登録の有効期間である。

型式承認品の検査証印の種類および基本の形状・寸法は次のとおりである。

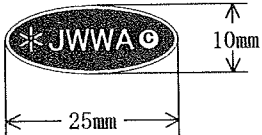
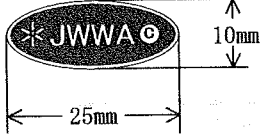
① 一般用器具

	種 別	
	湯沸器，ロータンク， 家電機器類，製氷機等	水栓類，バルブ類，継手類， 減圧弁，逃し弁
基本形状・寸法	<p>(地色 赤色，文字 白色)</p>	<p>(地色 青色，文字 白色)</p>

【取扱二】




	種 別	
	フレキシブル継手	都市仕様検査品
基本形状・寸法	 <p>(地色 赤色, 文字 白色)</p>	 <p>(地色 赤色は器具に, 青色は水栓類, 文字 白色)</p>

② 寒冷地用器具・共用器具




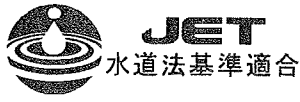

	種 別	
	湯沸器, ロータンク, 家電機器類, 製氷機等	水栓類, バルブ類, 継手類, 減圧弁, 逃し弁
基本形状・寸法	 <p>(地色 赤色, 文字 白色)</p>	 <p>(地色 青色, 文字 白色)</p>

※共用品のマークは, ©部分をⓀで表示する。

③ 打刻, 鋳出しによる場合の種類および基本の形状・寸法

	種 別		
	呼び径50mm以上のバルブ類, 継手類	継手類の一部	ユニット化装置
基本形状・寸法	 <p>直径4mm</p>	 <p>直径6mm 直径9mm</p>	 <p>直径9mm</p>

(4) 第三者認証機関の共通認証マーク

<p>共通認証マーク</p> 	 <p>(社) 日本水道協会</p>	 <p>(財) 日本燃焼器具検査協会</p>
	 <p>(財) 電気安全環境研究所</p>	 <p>(財) 日本ガス機器検査協会</p>

このマークは、第三者認証機関である以下の4機関の共通認証マークとして、製品に求められる「性能基準」（耐圧、浸出、水撃限界、逆流防止、負圧破壊、耐久、耐寒）に適合した製品に表示される。

認証機関名	住所	問合せ先
JWWA (社) 日本水道協会	〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-9	03(3264)2736 認証センター
JHIA (財) 日本燃焼器具検査協会	〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船谷ノ前1751	0467(45)6277 検査部
JET (財) 電気安全環境研究所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木5-14-12	03(3466)5183 お客様サービス部
JIA (財) 日本ガス機器検査協会	〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル11F	03(5401)3994 機器技術部

(5) 自己認証品の基準適合証印

現行、自己認証するメーカーが現れていないため今後自己認証品の検査証印等が明らかになり次第登載する。

## 6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）

### (1) 管および継手類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526 JIS A 5314	φ75～350 K形・SⅡ形(第3種) モルタルライニング	SⅡ形の切管には第1種使用
	JIS G 5526 JIS G 5528	φ75～350 K形・SⅡ形(第3種) 内面エポキシ樹脂粉体塗装	
水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JIS G 5527 JIS G 5528	φ75～350 K形 内面エポキシ樹脂粉体塗装	埋設用
水道用ポリエチレン管	JIS K 6762	φ13～50第1種二層管(軟質)	
水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 (B形)	φ13～50	
	函館市仕様	φ13～25 オネジ付エルボ メネジ付エルボ	
水道用ライニング鋼管	JWWA K 116 JWWA K 132	φ13～50 塩化ビニールまたは ポリエチレン粉体塗装等	VD・PD 埋設用
水道用ライニング鋼管継手	JWWA K 117	φ13～50 塩化ビニールまたは ポリエチレン粉体塗装等	

### (2) 分岐用具

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
割丁字管	函館市仕様	φ75～350×40～200 (ポリエチレンスリーブ付)	
水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ75～350×20～25	
ポリエチレン管用 サドル付分水栓	函館市仕様	φ40～50×20～25 A形(ボール式)	バンド部分を除き JWWA B 117準拠品
分水サドルバンド	函館市仕様	φ40～50×13～25	止水機構なし 宅内分岐用

### (3) 栓・バルブ類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用仕切弁	JWWA B 122	φ75以上(右回り開き, 左回り閉じ)	旧函館市地区用
		φ75以上(左回り開き, 右回り閉じ)	旧亀田市地区用
水道用空気弁	JIS B 2063	φ75～350×13～25 (7.5K)	
地上式消火栓	函館市仕様	φ150 (3方向)	村瀬鉄工所製
水道用止水栓	JWWA B 108	φ13～50 (甲形, 内ネジ伸縮型)	
水道用減圧弁	JIS B 8410	φ20, 25	
水道用逆流防止弁	JWWA B 129	φ13～50 (ばね式, 単式)	
水道用逆止弁	JIS B 2031	φ75以上(スイング式 10K フランジ形)	
青銅弁(ネジ込み仕切弁)	JIS B 2011	φ13～50 (10K)	弁棒上昇式
水道用鋳鉄フランジ	函館市仕様	φ50以上	

## (4) その他

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
仕切弁きょう	函館市仕様	1, 2号	
丸大型路面蓋	函館市仕様		
コンクリート大・中丸管	函館市仕様		
FRP製仕切弁きょう	函館市仕様	φ13~50(H=0.8, 1.2m)	
金蓋付角石	函館市仕様		
ポリエチレンスリーブ	JDPA Z 2005	φ75~350	日本ダクタイル鋳鉄管協会規格
バルブ標示杭	函館市仕様	FRP製	
メーターボックス(A)	函館市仕様	中(φ13, 20)・大(φ25)	
メーターボックスB-1	函館市仕様	φ13~25(Aボックス使用) 各口径1個設置	メーター位置改善工事用
メーターボックスB-2	函館市仕様	φ13~40 φ13:4個設置 φ20:4個設置 φ25:3個設置 φ40:1個設置	
メーターボックスB-3	函館市仕様	φ13~40 φ13:4個設置 φ20:4個設置 φ25:3個設置 φ40:2個設置	
メーターボックスB-4	函館市仕様	φ13~50 φ13:6個設置 φ20:6個設置 φ25:6個設置 φ40:3個設置 φ50:1個設置	
メーターボックスT-1	函館市仕様	φ50, 75 各1個設置	
メーターボックスT-2	函館市仕様	φ50~150 各1個設置	
メーターボックスT-3	函館市仕様	φ150 1個設置	
メーター保護ボックス	函館市仕様	軽量コンクリート	
メーター保護ボックス蓋	函館市仕様	ABS樹脂製 縞鋼板製, 縞鋼板製チェーン付	



# 第 4 部

## 1. 総則

(目的)

- (1) この取扱は、函館市水道事業給水条例（昭和34年3月12日函館市条例第3号）（以下、「条例」という。）の第8条第1項の規定および函館市水道事業給水条例施行規程（昭和38年函館市水道局規程第4号）（以下「施行規程」という。）の第14条の2に規定する函館市水道局指定給水装置工事事業者（以下、「指定事業者」という。）について、必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

- (2) この取扱において用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- ② 「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
- ③ 「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。
- ④ 「管理者」とは、函館市公営企業管理者をいう。
- ⑤ 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。
- ⑥ 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去の工事をいう。
- ⑦ 「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

## 2. 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請) . . . . . 法第16条の2第1項、法第25条の2

- (1) 条例第8条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。
- (2) 指定事業者の指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、施行規程第14条の2の規程により、管理者に申請しなければならない。
- ① 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
  - ② 給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称および所在地ならびに、法第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名および当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
  - ③ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能および数
  - ④ その他厚生省令で定める事項

(指定の基準) . . . . . 法第 25 条の 3

(3) 管理者は、指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定をしなければならない。

① 事業所ごとに法第 25 条の 4 第 1 項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

② 次に定める機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこ，その他管の切断用の機械器具

イ やすり，パイプねじ切り器その他の加工用の機械器具

ウ トーチランプ，パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

③ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの

イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

ウ 指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者

エ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

(4) 指定の申請書には、次の書類を添えなければならない。

① 前項(3)③のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

② 法人にあつては定款または寄附行為および登記簿の謄本，個人にあつては、その住民票の写しまたは外国人登録証明書の写し

(5) 前項(4)①に規定する書類は、施行規則に定められた様式第 2 によるものとする。

(指定書の交付)

(6) 管理者は、条例第 8 条第 1 項の指定を行ったときは、指定事業者に函館市水道局指定給水装置工事事業者指定書（第 3 号様式，以下「指定書」という。）を交付するものとする。

(7) 指定事業者は、事業の廃止を届け出たときまたは指定の取り消しを受けたときは、指定書を管理者に返納しなければならない。

(8) 指定事業者は、事業の休止を届け出たときまたは指定の停止を受けたときは、指定書を管理者に返納しなければならない。

(9) 指定事業者は、指定書を汚損し、または紛失したときは、再交付を申請することができる。

【( )抜取】

# 水道使用開始申込書

第5号様式(第36条関係)

(新設・改造・開栓用)

係長	係
----	---

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長様

施工事由

工事年月日 年 月 日

施工者コード

使用者番号

町名

番地号

施工者名

給水装置設置場所	町名	番地号	部屋位置
かたがき			
フリガナ			
使用者氏名			電話
住所			電話
所有者氏名			電話
住所			電話
代理人氏名			電話
			電話

業種コード	
業種態様コード	
検針月コード	
検針員コード	

給水方式

受水タンク容量 上 下

設置者区分

認定番号

所有区分

器種区分

摘要

取付	
口径	mm
番号	
検満年	
指針本器	
指針副管	
遠本指針	
施工事由	

施工年月日 年 月 日

メーター位置

- 備考 1 朱色で困ってある部分を記入してください。
- 2 この申込書はコンピューターの入力データとして使用されますので、ていねいに記入してください。

### 水道メーター払出請求書

業者	払出者	係

No. \_\_\_\_\_ ①

払出事由		新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成 年 月 日											
コード																				
指定事業者名		給水装置設置場所			町 番 号															
口径	器種		数量		メーター番号				検満年月	指針										
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
直読	13	20	25	40	50		計	遠隔	13	20		計	参考		計	電子	50	75		計

### 水道メーター払出書

確認	係

No. \_\_\_\_\_ 業水器控②

払出事由		新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成 年 月 日											
コード																				
指定事業者名		給水装置設置場所			町 番 号															
口径	器種		数量		メーター番号				検満年月	指針										
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
直読	13	20	25	40	50		計	遠隔	13	20		計	参考		計	電子	50	75		計

### 水道メーター払出確認書

払出者	係

No. \_\_\_\_\_ 業者控③

払出事由		新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成 年 月 日											
コード																				
指定事業者名		給水装置設置場所			町 番 号															
口径	器種		数量		メーター番号				検満年月	指針										
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
	直読・遠隔・参考・電子								-											
直読	13	20	25	40	50		計	遠隔	13	20		計	参考		計	電子	50	75		計

【川受】

工事竣工検査表 (該当項目のみ□にレを記入)

給水装置設置場所	函館市	町	丁目	番	号	階	戸	検査年月日	平成	年	月	日	
申込者氏名								指名主任技術者					
階数・戸数													
指定事業者													

検査種別および検査項目	資 料		資 料		資 料		資 料		資 料		資 料	
	お	よ	び	現	地	現	地	現	地	現	地	現
検査種別および検査項目	お	よ	び	現	地	現	地	現	地	現	地	現
1 分岐部	配水管への取付口の位置は適正である。(写真)	給水管への取付口径は著しく過大ではない。	水道メーターは、逆付け、片番がなく水平に取付けられている。	水道メーターは、給水装置に直結して取付けられている。	水道メーターは、検針、取替えに支障がない。	止水栓の操作に支障がない。	止水栓は、逆付けおよび傾きがない。	逆流防止弁の、逆付けおよび傾きがない。	家主の主配管は、構造物の通過を避けている。	道路内および宅地内の埋設深さは、所定の深さが確保されている。(写真)	道路占有許可条件の通りである。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。
2 水道メーター 止水栓 逆流防止弁	水道メーターは、逆付け、片番がなく水平に取付けられている。	水道メーターは、給水装置に直結して取付けられている。	水道メーターは、検針、取替えに支障がない。	止水栓の操作に支障がない。	止水栓は、逆付けおよび傾きがない。	逆流防止弁の、逆付けおよび傾きがない。	家主の主配管は、構造物の通過を避けている。	道路内および宅地内の埋設深さは、所定の深さが確保されている。(写真)	道路占有許可条件の通りである。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。
3 埋設管	道路内および宅地内の埋設深さは、所定の深さが確保されている。(写真)	道路占有許可条件の通りである。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。
4 メーターボックス及びピット	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。
5 きょう類	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。
6 道路復旧	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。	傾きがなく、栓、バルブ類のハンドルは、きょうの中心に設置されている。
配管	配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていない。	配管の口径、管路、構造等が適切である。	水の汚染および破壊、防食、浸透、凍結等を防止するための適切な措置がなされている。	逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされている。	クロスコネクションがない。(加圧循環式給湯設備等との接続を含む)	適切な接合が行われている。	性能基準適合品の使用確認。	配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。	性能基準適合品の使用確認。	配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。	性能基準適合品の使用確認。	配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。
2 接合	適切な接合が行われている。	性能基準適合品の使用確認。	配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。	性能基準適合品の使用確認。	配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。	性能基準適合品の使用確認。	配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。	性能基準適合品の使用確認。	配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。	性能基準適合品の使用確認。	配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。	性能基準適合品の使用確認。
3 管種	性能基準適合品の使用確認。	配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。	性能基準適合品の使用確認。	配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。	性能基準適合品の使用確認。	配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。	性能基準適合品の使用確認。	配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。	性能基準適合品の使用確認。	配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。	性能基準適合品の使用確認。	配水管への取付口から水道メーターまで、本市指定のものを使用している。

○○○○○ 様

(道路管理者名)

[占用工事完了届]

許可番号	住 所	氏 名
	函館市 町 丁目 番 号	

函館市水道局

給水課・指導係







# ○ 函館市水道事業給水条例

(昭和34年3月12日)  
条例第3号

沿革	昭和34年12月25日 条例第41号	昭和48年12月1日 条例第88号	平成9年12月18日 条例第69号
	昭和36年10月31日 条例第9号	昭和50年8月30日 条例第39号	平成12年3月28日 条例第9号
	昭和39年6月30日 条例第17号	昭和53年3月31日 条例第16号	
	昭和40年6月30日 条例第12号	昭和55年12月23日 条例第36号	
	昭和41年11月28日 条例第28号	平成元年12月20日 条例第45号	
	昭和41年12月28日 条例第51号	平成4年3月24日 条例第19号	
	昭和43年5月1日 条例第12号	平成5年12月22日 条例第56号	
	昭和46年11月1日 条例第23号	平成7年3月22日 条例第13号	
	昭和47年7月20日 条例第8号	平成9年3月27日 条例第18号	

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、函館市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適性を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(分 水)

第2条 水道事業の管理者(以下「管理者」という。)は、公益上特に必要があると認めるときは、他の市町村に対し分水することができる。

(給水装置の定義)

第3条 この条例で「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるものについては、これを給水装置とみなすことができる。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の2種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸または1箇所専用するもの
- (2) 私設消火せん 消防用に使用するもので、管理者が封かんしたもの

(同居人等の行為に対する責任)

第5条 水道の利用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)または撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

#### (新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕または撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕または撤去する者の負担とする。

ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

#### (工事の施行)

第8条 給水装置の新設、改造、修繕または撤去の工事は、管理者または管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 指定給水装置工事事業者が前項の工事（修繕に係る工事を除く。）を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事完了後速やかに管理者の工事検査を受けなければならない。

3 管理者は、第1項の工事を施行する場合において必要と認めるときは、当該工事の申込みをした者に当該工事に関し利害関係がある者の同意書等の提出を求めることができる。

#### (給水管および給水用具の指定等)

第8条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間に使用する給水管および給水用具について、その構造および材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管への給水管の取付工事および配水管への取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件について指示することができる。

#### (工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事事業者の工事費の額は、次に掲げる費用の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 経費
- (4) 設計費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、同項の工事費の額に管理者が別に定める額を加算する。

3 前第2項に規定する費用の算出について必要な事項は、管理者が別に定める。

#### (工事費の前納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、工事費の概算額のうち設計費の一部を申込みと同時に納入し、工事費の概算額の残額を工事施行前の指定の期限内に納入しなければならない。ただし、国、地方公共団体およびこれらに準ずるものならびに管理者が特に認めるものについては、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完了後に清算する。ただし、工事の申込みを取り消し、または工事を中止したときは、管理者の定めるところにより清算する。

3 第1項本文に規定する工事費の概算額の残額を指定の期限内に納入しないときは、申込者において工事の申込みを取り消したものとみなす。

#### (工事費の分納)

第11条 工事費の概算額は、管理者の承認を受けて分納することができる。

#### (給水装置所有権の移転の時期等)

第12条 管理者が給水装置の工事を施行した場合は、その工事費が完納になるまで管理者が当該給水装置の所有権を留保し、その間給水装置の管理は、工事申込者の責任とする。

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(概算料金の清算)

- 2 この条例による改正前の条例第32条第1項本文の規定に基づいて前納された概算料金は、昭和48年12月1日以後料金に充当し、また還付して清算する。

(料金等に関する経過措置)

- 3 昭和48年12月1日前において旧亀田市水道事業給水条例（昭和39年3月20日亀田市条例第13号。次項において「亀田市給水条例」という。）の規定に基づいて徴収すべき工事費、料金および手数料については、なお従前の例による。

(処分および手続に関する経過措置)

- 4 昭和48年12月1日前に、亀田市給水条例の規定に基づいてなされた承認、指定、認定その他の処分または請求、届出その他の手続は、この条例の規定に基づいてなされた処分または手続とみなす。

附 則 （昭和50年8月30日条例第39号）

- 1 この条例は、昭和50年9月1日から施行し、水道料金および使用料に関する改正規程は、昭和50年10月分から適用する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和53年3月31日条例第16号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 （昭和55年12月23日条例第36号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第28条の規定は、昭和56年4月分として徴収する水道料金から適用し、昭和56年3月までの月分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

附 則 （平成元年12月20日条例第45号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第28条の規定は、平成2年4月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年3月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則 （平成4年3月24日条例第19号）

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の規定は、平成4年5月1日以後の申込みに係る給水装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る給水装置工事の工事費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第28条および第30条第1項の規定は、平成4年6月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年5月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年12月22日条例第56号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第28条の規定は、平成6年4月以降の月分として徴収する料金について適用し、同年3月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年3月22日条例第13号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月27日条例第18号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第1項の規定は、平成9年4月1日以後の申込みに係る給水装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る給水装置工事の工事費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第28条および第30条第1項の規定は、平成9年6月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年5月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年12月18日条例第69号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第34条第2項の規定は、平成10年4月1日以後の申請に係る設計審査または工事検査の手数料について適用し、同日前の申請に係る設計審査または工事検査の手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月28日条例第9号) 抄

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## ○ 函館市水道事業給水条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規程

(昭和40年3月26日)  
(水道局規程第7号)

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例(昭和39年6月30日函館市条例第17号)は、昭和40年4月1日から施行し、第2条を改正する規定中「字豊原」及び「字亀尾、字東畑、字米原」を削る規定は、昭和39年7月28日から、「及び亀田村、上磯町」を「並びに亀田町、上磯町及び銭亀沢村」に改める規定は、昭和40年1月21日からそれぞれ適用する。

# ○ 函館市水道事業給水条例施行規程

(昭和38年3月15日)  
水道局規程第4号)

沿革	昭和40年3月8日 規程第8号	昭和54年7月2日 規程第10号	平成5年8月1日 規程第8号
	昭和44年1月10日 規程第10号	昭和55年12月23日 規程第12号	平成6年12月16日 規程第29号
	昭和44年2月15日 規程第15号	昭和56年5月15日 規程第4号	平成7年3月22日 規程第2号
	昭和48年12月11日 規程第11号	昭和56年12月26日 規程第12号	平成9年9月26日 規程第15号
	昭和50年8月12日 規程第12号	昭和61年3月27日 規程第2号	平成10年3月31日 規程第8号
	昭和52年5月10日 規程第10号	平成2年10月1日 規程第11号	
	昭和53年3月2日 規程第2号	平成3年4月19日 規程第4号	
	昭和54年5月8日 規程第8号	平成4年7月1日 規程第11号	

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、函館市水道事業給水条例(昭和34年3月12日函館市条例第3号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削 除

## 第2章 給水装置の構造及び材質

(給水装置の構造及び付属用具)

第3条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水せん、止水せん、給水せん、水道メーター及びその他の給水用具で構成し、きょう類およびその他の付属用具を備えなければならない。

2 条例第3条第2項に規定する管理者が必要と認めるものは、管理者が定める構造基準によらなければならない。

(給水タンクの設置)

第4条 次の各号に該当するものは、受水タンクを設置しなければならない。

- (1) 地上4階以上の建造物に給水装置を設置する者(管理者が認める者を除く。)
- (2) 一時に多量の水を必要とする者
- (3) その他管理者が必要と認める者

(給水装置の能力等)

第5条 給水装置の能力は、水栓の用途別使用水量に同時に使用率を考慮した水栓数を乗じて算定した所要水量または管理者が別に定める方法で算出した所要水量を確保できるものでなければならない。

2 水道メーター以下の給水管の口径は、水道メーターの口径と同じ口径またはそれ以下の口径でなければならない。ただし、管理者が認めるものは、この限りではない。

第6条 削 除

(給水装置の構造および材質の基準)

第7条 給水装置の構造および材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条に規定する基準によるものとする。

第8条 削 除

(埋設深さ)

第9条 給水管の埋設深さは、地盤荷重、衝撃および凍結を考慮し、公道または公道に準ずる私道にあつては1.2メートル以上とし、その他にあつては80センチメートル以上としなければならない。ただし、管理者が必要と認めるものは、この限りでない。

第10条 削 除

(水道メーターの設置)

第11条 水道メーターは、各世帯（寮、アパート等において各世帯ごとに給水装置がついているものを含む。）ごとの給水装置に設置する。

2 水道メーターは、屋外で点検しやすく、乾燥し、かつ、損傷または汚水侵入のおそれのない場所に設置する。ただし屋外に適切な場所のないときは、屋内に設置することができる。

3 水道メーターは、給水せんより低い位置で、かつ、水平に設置する。

4 前3項の水道メーターの位置は、管理者が定める。

第12条および第13条 削 除

### 第3章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込みおよび承認)

第14条 条例第6条の規程により給水装置の新設、改造または撤去の工事の申込をしようとする者は、第1号様式による申込書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申込みを承認したときは、第1号様式の2の通知書により当該申込みをした者に通知するものとする。

3 条例第6条の規定による給水装置の修繕に係る工事の申込みおよび承認については、管理者が別に定める。

(指定の申請)

第14条の2 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16号の2第1項の指定を受けようとする者は、法第25条の2第2項の規定により管理者に申請しなければならない。

(指定書の交付等)

第14条の3 管理者は、前条の指定をしたときは、第1号様式の3の指定書を当該申請をした者に交付するものとする。

2 前条の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、給水装置の工事の事業の廃止を届け出たとき、または次条の規定による指定の取消しを受けたときは、直ちに前項の指定書を管理者に返納

第3号様式（第19条関係）

給水装置 工事費分納願

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長様

願 出 人 (所 有 者)	住 所	
	氏 名	印

給水装置設置場所	町	丁目	番	号
給水装置工事の種別	新 設	改 造	撤 去	
設 計 年 月 日	年	月	日	
工 事 費 概 算 額			円	
分 納 回 数			回	

第4号様式（第19条関係）

月 賦 証 書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長様

願 出 人 (所 有 者)	住 所	
	氏 名	印

給水装置設置場所	町	丁目	番	号
給水装置工事の種別	新 設	改 造	撤 去	
1 回 目 納 入 額	年	月	日	
設 計 年 月 日			円	
残 額 分 納 回 数			回	

遵 守 事 項

- 1 工事費の精算によって生じた還付または追徴金は、月賦額で調整することに同意します。
- 2 工事費を完納しないうちは、給水装置の所有権を水道局に柳菱、譲渡売買を行いません。  
その間の給水装置の管理は、私の責任で行います。
- 3 毎月の月賦金は、納入期日以内に必ず納入します。納入を遅延し、または支払い不能の場合は、違反処分として給水を停止し、または給水装置を撤去しても差し支えありません。





# ○ 函館市下水道条例

(昭和49年1月7日)  
条例第5号

沿革 昭和52年4月25日 条例第21号  
昭和52年6月30日 条例第30号  
昭和53年4月1日 条例第18号  
昭和56年3月31日 条例第14号  
昭和61年12月26日 条例第54号  
平成元年12月20日 条例第42号

平成2年3月22日 条例第11号  
平成4年3月24日 条例第11号  
平成4年12月17日 条例第45号  
平成5年12月22日 条例第47号  
平成7年3月22日 条例第13号  
平成7年12月25日 条例第57号

平成8年3月26日 条例第16号  
平成9年3月27日 条例第21号  
平成11年12月24日 条例第46号  
平成12年3月28日 条例第9号

## (趣 旨)

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）その他の法令で定めるもののほか、市が設置する公共下水道の管理および使用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (5) 終末処理場 法第2条第6号に規定する施設をいう。
- (6) 処理区域 法第2条第8号に規定する区域をいう。
- (7) 未処理区域 法第2条第7号に規定する排水区域のうち処理区域を除いた区域をいう。
- (8) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（水洗便所のタンクならびに便器およびこれに付随する屋内の排水管を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (9) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (10) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (11) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (12) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。
- (13) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。

## (排水設備の計画の確認)

第3条 排水設備の新設、増設または改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置および構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、公営企業管理者（以下「管理者」という。）の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排水設備の工事の施行)

第4条 排水設備の新設等の工事は、管理者の指定する排水設備工事業者が施行するものとする。

2 前項の排水設備工事業者の指定および施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第5条 特定事業場から下水を排除する処理区域内の利用者は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。ただし、第5号または第6号に掲げる項目に係る水質の基準は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定による環境省令(同条第3項)の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。)により定められた窒素含有量または<sup>りん</sup>含有量についての排水基準がその放流水について適用される流域下水道に接続する公共下水道に排除される下水に係る水質について適用する。

(1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(3) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(5) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第1項第5号ただし書に規定する場合にあつては、同号ただし書の規定による数値とする。

(6) <sup>りん</sup>含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第1項第6号ただし書に規定する場合にあつては、同号ただし書の規定による数値とする。

2 政令第9条の5第2項に規定する下水に対する前項の規定の適用については、同項に規定する項目のうち、次の各号に掲げる項目(第4号または第5号に掲げる項目に係るものにあつては、同項ただし書に規定する下水に係るものに限る。)に関しては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める基準とする。

(1) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満

(2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満

(3) 浮遊物質 1リットルにつき300ミリグラム未満

(4) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、同号ただし書の規定による数値とする。

(5) <sup>りん</sup>含有量 1リットルにつき20ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第2項第5号ただし書に規定する場合にあつては、同号ただし書の規定による数値とする。

3 特定事業場から排除される下水に係る第1項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

(1) 第1項第1号から第4号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の

水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合における同項第1号から第3号までに掲げる項目に係る水質にあっては、当該各号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。

- (2) 第1項第5号または第6号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が、公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に係る海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、または同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合にあっては、同項第4号または第5号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。

（除害施設の設置）

第5条の2 次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除する使用者は、除害施設を設けなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) 酸素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第5条の3 次の各号に掲げる物質または項目に関し、それぞれ当該各号に定める基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水および法第12条の2第1項または第5項の規定により処理区域内の公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除する処理区域内の使用者は、除害施設の設置その他必要な措置をしなければならない。ただし、第7号または第8号に掲げる項目に係る水質の基準は、水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令により、または同条第3項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量またはリン含有量についての排水基準がその放流水について適用される流域下水道に接続する公共下水道に排除される下水に係る水質について適用する。

- (1) 政令第9条の4第1項各号に掲げる物質 政令第9条の8各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準
- (2) 温度 45度未満
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (5) 浮遊物質質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下。ただし、政令第9条の9第1項第3号ただし書に規定する場合にあつては、同号ただし書の規定による数値とする。

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下。ただし、政令第9条の9第1項第3号ただし書に規定する場合にあつては、同号ただし書の規定による数値とする。

(7) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第1項第4号ただし書に規定する場合にあつては、同号ただし書の規定による数値とする。

(8) 磷含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第1項第5号ただし書に規定する場合にあつては、同号ただし書の規定による数値とする。

2 政令第9条の9第2項に規定する下水に対する前項の規定の適用については、同項に規定する項目のうち、次の各号に掲げる項目(第5号または第6号に掲げる項目に係るものにあつては、同項ただし書に規定する下水に係るものに限る。)に関しては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める基準とする。

(1) 温度 40度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満

(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満

(4) 浮遊物質 1リットルにつき300ミリグラム未満

(5) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第2項第5号ただし書に規定する場合にあつては、同号ただし書の規定による数値とする。

(6) 磷含有量 1リットルにつき20ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第2項第6号ただし書に規定する場合にあつては、同号ただし書の規定による数値とする。

3 前2項の規定により除害施設を設けなければならない者は、あらかじめ除害施設の設置計画を管理者に届け出なければならない。

(し尿排除の制限)

第6条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、処理区域内においては水洗便所により、未処理区域内においてはし尿浄化槽を有する水洗便所によらなければならない。

(使用の開始等の届出)

第7条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、もしくは廃止し、または休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合はこの限りでない。

(悪質下水排除の開始等の届出)

第8条 使用者は、処理区域内において、生物化学的酸素要求量もしくは化学的酸素要求量1リットルにつき200ミリグラムまたは浮遊物質1リットルにつき200ミリグラムを超える水質の下水(水洗便所から排除される汚水を除く。以下「悪質下水」という。)の排除を開始しようとするときは、あらかじめ当該悪質下水の量および水質を管理者に届け出なければならない。

- 2 使用者は、前項の届出に係る悪質下水の量もしくは水質を変更し、その排除を休止し、もしくは廃止または休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(改善命令等)

第9条 管理者は、第5条の3第1項または第2項の規定に違反して、下水を公共下水道に排除している者に対し、期間を定めて当該下水の水質を改善することを命じ、または公共下水道の機能および構造を保全し、もしくは公共下水道からの放流水を政令第6条に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。

(水質の測定等)

第10条 除害施設の設置者は、除害施設から公共下水道に排除される下水の水質を測定し、記録しておかなければならない。

- 2 前項の水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年<sup>厚生省令</sup><sub>建設省令</sub>第1号)に定める検定方法等により行なうものとする。

(使用料の徴収)

第11条 管理者は、公共下水道の使用者から下水道使用料(以下「使用料」という。)を徴収する。

- 2 使用量は、2月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の算定)

第12条 使用料の額は、使用者が毎月排除した汚水の量に応じ、別表1に掲げる各区域ごとの基本料金の額および超過料金に基づき算定した額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。

- 2 悪質下水を排除する場合は、その排除する水質に応じ、別表2に掲げる料金に基づき算定した額に100分の105を乗じて得た額を前項の使用料の額に加算する。

(排除汚水量の算定)

第13条 前条の使用料の算定の基礎となるべき汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道水の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が1の給水装置を共同で使用した場合においては、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する使用水量とする。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量により算定する。
- (3) 前2号の場合において、使用水量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なると認められるときは、その汚水の量について使用の態様を勘案して管理者が認定する使用水量とする。

(資料の提出)

第14条 管理者は、使用者に使用料を算出するために必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第15条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(行為の許可)

第16条 法第24条第1項および法第29条第1項の規定による許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して、管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1) 施設または工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置および構造を表示した図面

(占用の許可)

第17条 法第24条第1項および法第29条第1項の規定による許可を受ける場合を除くほか、下水道の施設（その敷地を含む。以下この条において同じ。）に物件を設け、またはその他の方法によりその施設を占用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前条の規定は、前項の許可を受ける場合に準用する。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が別に定める。

(罰則)

第19条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、5万円以下の過料を科する。

(1) 第3条の規定による確認を受けずに排水設備の新設等の工事を実施した者または虚偽の申請により排水設備の新設等の工事を実施した者

(2) 第4条第1項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者

(3) 第5条の3第3項の規定による届出を行わなかった者

(4) 第6条の規定に違反して、し尿を排除した者

(5) 第7条または第8条の規定による届出を行わなかった者

(6) 第10条第1項の規定による記録をしなかった者または虚偽の記録をした者

第20条 市長は、偽りその他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第21条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人または人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人または人に対しても各本条の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、別表1のうち処理区域の基本料金および超過料金の規定については、昭和49年7月1日から、別表2の規定については、昭和50年4月1日から

附 則（平成11年12月24日条例第46号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成12年4月以後の月分として徴収する使用料について適用し、同年3月までの月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月28日条例第9号抄）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月20日条例第71号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項および第3項ならびに第5条の3第1項ただし書の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。





別表1 (第12条関係)

区分	処 理 区 域				未 処 理 区 域				摘 要
	基本料金		超 過 料 金		基 本 料 金		超 過 料 金		
	汚水の量	料金	汚水の量	料金 (1立方メートルまでごとに)	汚水の量	料金	汚水の量	料金 (1立方メートルまでごとに)	
一般汚水	10立方メートルまで	円 1,370	10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	円 137	10立方メートルまで	円 130	10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	円 13	家庭用井戸汚水については、5人までを10立方メートルとし、1人を増すごとに2立方メートルを加える。
			20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	円 166			20立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	円 20	
			30立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	円 188			100立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	円 27	
			100立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	円 231			1,000立方メートルを超える分	円 36	
			1,000立方メートルを超える分	円 275					
公衆浴場から排除される汚水	300立方メートルまで	3,200	300立方メートルを超える分	円 11	300立方メートルまで	1,200	300立方メートルを超える分	円 4	

備考 一般汚水とは、公衆浴場（入浴料金が物価統制令（昭和21年勅令第118号）の適用を受けるものをいう。）から排除される汚水を除く汚水をいう。

別表 2 (第12条関係)

区 分		料 金 (1立方メートルまでごとに)
汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量	200ミリグラムを超え 300ミリグラムまで	5 円
	300ミリグラムを超え 400ミリグラムまで	10
	400ミリグラムを超え 500ミリグラムまで	15
	500ミリグラムを超え 600ミリグラムまで	20
汚水1リットル中の浮遊物質	200ミリグラムを超え 300ミリグラムまで	4
	300ミリグラムを超え 400ミリグラムまで	8
	400ミリグラムを超え 500ミリグラムまで	12
	500ミリグラムを超え 600ミリグラムまで	16

備 考

- 1 悪質下水の排除が1月につき500立方メートルに満たない場合は、適用しない。
- 2 生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量については、これらのうち数値の大きいものを適用する。

下水道占用許可（許可事項の変更許可）申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

申請者 住所  
氏名 印

次のとおり下水道の占用の許可（許可事項の変更許可）を受けたいので申請します。

占用の区分	地上	地下	空中
占用の目的			
占用の期間	年	月	日から
	年	月	日まで
占用の場所	函館市	町	丁目 (番地) 番 号
占用の面積	面積	m <sup>2</sup>	
	幅	m	
	長さ	m	
占用に伴う 工事施設の有無	有	無	

注 許可事項の変更許可の場合にあっては、変更の内容を記載すること。

# ○函館市水道局指定排水設備工事業者に関する規程

沿革 昭和12年 1月31日 規程第2号  
昭和12年 3月31日 規程第7号

(平成8年7月24日)  
規程第5号

函館市水道局指定排水設備工事業者に関する規程(平成6年函館市水道局規程第16号)の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 指定業者(第3条～第16条)
- 第3章 責任技術者(第17条～第23条)
- 第4章 補則(第24条)
- 附則

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 この規程は、函館市下水道条例(昭和49年函館市条例第5号。以下「条例」という。)第4条第2項の規定に基づき、排水設備工事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者の指定する排水設備工事業者)

第2条 条例第4条第1項に規定する公営企業管理者(以下「管理者」という。)の指定する排水設備工事業者は、函館市水道局指定排水設備工事業者(以下「指定業者」という。)とする。

## 第2章 指 定 業 者

### (責 務)

第3条 指定業者は、排水設備の新設、増設または改築の工事(以下「排水設備工事」という。)の施行に当たっては、条例、函館市下水道条例施行規程(平成6年函館市水道局規程第15号。以下「施行規程」という。)およびこの規程を遵守するとともに、管理者の指示に従わなければならない。

2 指定業者は、排水設備工事の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

3 指定業者は、排水設備工事の契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。

4 指定業者は、自ら排水設備工事を施行するものとし、一括して第三者に請け負わせてはならない。

5 指定業者は、自己の名義を他人に使用させてはならない。

6 指定業者は、排水設備工事の施行に当たっては、管理者が定める施工基準に基づき、善良な注意をもって行わなければならない。

7 指定業者は、第17条第2項に規定する業務を自己の雇用する排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)以外の者に行わせてはならない。

8 指定業者は、その使用人または請負人の行為についても、この規程に規定する責めを負わなければならない。

(計画の確認等)

第4条 指定業者は、排水設備工事を施行しようとするときは、当該排水設備工事に係る排水設備の計画について、条例第3条の規定による管理者の確認を受けなければならない。

2 指定業者は、排水設備工事の完成後、管理者の検査を受けるときは、責任技術者を立ち合わせなければならない。ただし、管理者が責任技術者を立ち合わせる必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 指定業者は、前項の検査の結果、工事が不完全であるとされた場合は、管理者の指定する期間内に改善の工事をし、再度管理者の検査を受けなければならない。

(工事の改修等)

第5条 指定業者は、排水設備を使用者に引き渡した後1年以内に生じた故障については、無償で修理しなければならない。ただし、その故障が天災その他不可抗力または使用者の責めによるときは、この限りでない。

(報告)

第6条 管理者は、必要があると認めるときは、指定業者に対し、排水設備工事の業務状況その他について報告を求めることができる。

(指定の要件等)

第7条 指定業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 北海道内に事業所を有していること。
- (2) 第19条第2項の規定により登録を受けた責任技術者が専属していること。
- (3) 工事の施行に必要な設備、器材等を有していること。

(欠格事由)

第8条 次の各号の一に該当する者は、指定業者になることができない。

- (1) 第14条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (2) 第23条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ない者
- (5) 排水設備工事の業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (6) 法人の場合にあっては、その役員のうち前各号の一に該当する者がいるもの

(指定の申請)

第9条 指定業者の指定を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書に次に掲げる書類を添付

して管理者に申請しなければならない。

- (1) 個人の場合にあつては、住民票の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書および第8条第4号に該当しないことを証する書類
- (2) 法人の場合にあつては、商業登記簿謄本、定款の写しおよび代表者に関する前号に定める書類
- (3) 専属する責任技術者の名簿および雇用関係を証する書類
- (4) 工事の施工に必要な設備および器材を有していることを証する書類
- (5) その他管理者が必要と認める書類  
(指定等)

第10条 管理者は、前条の申請があつたときは、当該申請をした者が第7条に規定する指定の要件を具備しているかどうかを審査し、具備していると認めるときは、これを指定業者として指定する。

2 指定業者の指定の有効期間は、指定の日から指定の日から起算して5年を経過した日の属する年(当該5年を経過した日が1月1日から3月31日までの日に当たるときは、当該5年を経過した日の属する年の前年)の3月31日までとする。

3 管理者は、指定業者を指定したときは、当該指定業者に別記第2号様式の指定書を交付するものとする。

(指定の更新の申請)

第11条 指定業者は、前条第2項の期間満了後も引き続いて指定業者の指定を受けようとするときは、その期間が満了する日の30日前までに、第9条の申請をしなければならない。

(変更等の届出)

第12条 指定業者は、次の各号の一に該当したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 営業を廃止したとき。
  - (2) 排水設備工事の業務を廃止したとき。
  - (3) 経営者(法人にあつては、その代表者)を変更したとき。
  - (4) 組織を変更したとき。
  - (5) 名称を変更したとき。
  - (6) 事業所を移転したとき。
  - (7) 責任技術者に異動があつたとき。
  - (8) その他管理者が必要と認めるとき。
- 2 前項の場合において、管理者は、必要があると認めるときは、届出事項を証する書類の提出を求めることができる。

(指定の失効)

第13条 指定業者は、次の各号の一に該当したときは、指定の効力を失う。

- (1) 営業を廃止したとき。

- (2) 排水設備工書の業務を廃止したとき。
- (3) 第7条各号に掲げる指定の要件を欠くこととなったとき。
- (4) 第8条各号に規定する欠格事由に該当したとき。

(指定の取消しおよび停止)

第14条 管理者は、指定業者が次の各号の一に該当する場合は、当該指定を取り消し、または6月を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる。この場合において、指定業者に損害を生じても、管理者はその責めを負わない。

- (1) 排水設備工書の業務に関し、不誠実な行為がある等管理者が指定業者として不相当と認めるとき。
- (2) 不正の手段により指定業者の指定を受けたとき。
- (3) 条例、施行規程およびこの規程の規定に違反したとき。

(指定書の返納)

第15条 指定業者は、次の各号の一に該当したときは、速やかに指定書を管理者に返納しなければならない。

- (1) 指定期間が満了したとき。
- (2) 第13条の規定により、指定が失効したとき。
- (3) 前条の規定により、指定を取り消され、または指定の効力を停止されたとき。

(公 示)

第16条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度これを公示するものとする。

- (1) 指定業者の指定をしたとき。
- (2) 指定業者から排水設備工書の業務の廃止、休止、または再開の届出があったとき。
- (3) 指定業者の指定を取り消したとき。
- (4) 指定業者の指定の効力を停止したとき。

### 第 3 章 責 任 技 術 者

(責任技術者)

第17条 責任技術者は、日本下水道協会北海道地方支部の排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要綱の規定による排水設備工事責任技術者の資格（以下「資格」という。）の認定を受けた者であって、第19条第2項に規定する登録を受けたものとする。

- 2 責任技術者は、指定業者に所属し、排水設備の設計および工書の監督を行う。
- 3 責任技術者は、前項の業務を行うに当たり条例、施行規程およびこの規程を遵守するとともに、管理者の指示に従わなければならない。
- 4 責任技術者は、自己の所属する指定業者に係る業務以外の業務を行ってはならない。

(欠格事由)

第18条 次の各号の一に該当する者は、責任技術者となることができない。

- (1) 第23条の規定により、責任技術者の登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (3) 成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ない者
- (登録等)

第19条 責任技術者の登録を受けようとする者は、別記第4号様式の申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。

- (1) 市町村長の発行する身分証明書
- (2) 写真(縦3.5センチメートル、横2.5センチメートルの大きさのもの)
- (3) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の申請があったときは、当該申請をした者を排水設備工事責任技術者登録簿に登録するものとする。

3 責任技術者の登録の有効期間は、登録の日から資格の有効期間が満了することとされている日までとする。

4 責任技術者は、前項の期間満了後も引き続いて責任技術者の登録を受けようとするときは、その期間が満了する日の30日前までに、管理者に登録の更新について申請しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定は、責任技術者の登録の更新について準用する。

6 責任技術者は、登録事項に変更があったときは、速やかに管理者に届け出て、当該登録事項の訂正を受けなければならない。

(講習)

第20条 管理者は、必要があると認めるときは、責任技術者に対し講習を行うことができる。

(責任技術者証)

第21条 第19条第2項の登録を受けた者が指定業者に所属するときは、当該者に別記第5号様式の排水設備工事責任技術証(以下「責任技術者証」という。)を交付するものとする。

2 責任技術者証の交付を受けた責任技術者は、責任技術者証の記載事項に変更があったときは、速やかに管理者に届け出て、当該記載事項の訂正を受けなければならない。

3 責任技術者は、その業務に従事する場合は、責任技術者証を携帯しなければならない。

4 責任技術者は、次の各号の一に該当したときは、速やかに責任技術者証を管理者に返納しなければならない。

- (1) 登録の有効期間が満了したとき。
- (2) 第23条の規定により登録を取り消され、または業務の停止を命ぜられたとき。



(登録の抹消)

第22条 管理者は、責任技術者の登録を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、その登録を抹消しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第18条第2号または第3号に該当するに至ったとき。
- (3) 次条の規定により登録を取り消されたとき。

(登録の取消しおよび業務の停止)

第23条 管理者は、責任技術者が次の各号の一に該当すると認めた場合は、その登録を取り消し、また6月を超えない期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

- (1) 業務の成績が著しく不良であるとき、または業務に関して不適当な行為をしたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により、登録を受けたとき。
- (3) 第21条第1項に規定する責任技術者証を他人に譲渡し、もしくは貸与し、または改ざんしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により業務に従事できないとき。
- (5) 条例、施行規程およびこの規程の規定に違反したとき。

## 第4章 補 則

(委 任)

第24条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成8年8月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に改正前の函館市水道局指定排水設備工事業者に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為で、この規程の施行の際、現に効力を有するものは、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に改正前の規程の規定により責任技術者および技能者の登録を受けている者は、この規程の施行の日から平成10年3月31日までの間は、第19条第2項の規定により責任技術者の登録を受けた者とみなす。
- 4 改正前の規程第16条第1項の規定により交付された責任技術者証は、第21条第1項の規定により交付された責任技術者証とみなす。
- 5 この規程の施行前に施行した排水設備工事については、改正前の規程第11条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 （平成12年1月31日規程第2号）

- 1 この規程は、平成12年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の函館市水道局指定排水設備工事業者に関する規程（以下「旧

規程」という。) 第10条第1項の規定により指定を受けている函館市水道局指定排水設備工事業者に係る欠格事由および指定の有効期間については、改正後の函館市水道局指定排水設備工事業者に関する(以下「新規程」という。)第8条および第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規程の施行の際現に旧規程第19条第2項の規定により登録を受けている排水設備工事責任技術者に係る欠格事由については、新規程第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月31日規程第7号)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に関するこの規程による第8条第4号、第18条第3号および別記第1号様式の改正規定の適用については、なお従前の例による。

## 函館市水道局指定排水設備工事業者指定申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

函館市水道局指定排水設備工事業者の指定を受けたいので申請します。

申 請 者	名 称			
	代 表 者 名	電話 ( )	印	
	事業所所在地	電話 ( )		

### 添付書類

- 1 個人の場合は、住民票の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書および成年被後見人もしくは被保佐人または破産者でないことを証する書類
- 2 法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写しおよび代表者に関する前項に定める書類
- 3 専属する責任技術者の名簿および雇用関係を証する書類
- 4 工事の施工に必要な設備および器材を有していることを証する書類
- 5 その他管理者が必要と認める書類

函館市水道局指定排水設備工事業者指定書

年 月 日

函館市公営企業管理者

水道局長

印

指 定 番 号	年 度 第 号
住 所 ( 所 在 地 )	
氏 名 ( 名 称 お よ び ) ( 代 表 者 の 氏 名 )	
指 定 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

別記第3号様式 削除

排水設備工事責任技術者登録（更新）申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

住 所  
申請者 氏 名 印  
生年月日 年 月 日

排水設備工事責任技術者の登録（更新）を受けたいので申請します。

登録番号 第 号（更新の場合のみ）

勤 務 先 所在地  
名 称  
電 話 局 番

業務を行う市町村

添付書類

- 1 市町村長の発行する身分証明書
- 2 写真（縦3.5センチメートル，横2.5センチメートルの大きさのもの）
- 3 その他（ ）

(表)

函館市水道局 排水設備工事責任技術者証		所 属 指 定 名 業 者 名	異動年月日	確 認
写 真	登録番号 第                      号			
	有効期間    年   月   日 から 年   月   日 まで			
	住 所 氏 名			
	年   月   日 生 年   月   日 交付			
	函館市公営企業管理者 水道局長                              印			

9.5  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル

← 13センチメートル →

(裏)

注 意 事 項	
1 業務に従事する場合、必ず本証を携帯すること。 2 本証は、他人に貸与しないこと。 3 函館市水道局職員または工事の委託者の要求があったときは、本証を提示すること。 4 本証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。	5 登録の取消しがあったときは、本証を速やかに返還すること。 6 登録の更新をしようとするときは、有効期間満了の日の30日前までに申請すること。

# ○函館市水洗便所改造等資金および排水設備設置 資金貸付条例

(昭和49年1月7日)  
条例第6号)

沿革	昭和49年7月6日 条例第35号	平成元年3月31日 条例第12号	平成8年3月26日 条例第15号
	昭和50年3月19日 条例第8号	平成5年3月29日 条例第12号	
	昭和55年3月31日 条例第9号	平成5年12月22日 条例第48号	

(趣 旨)

第1条 この条例は、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者および排水設備を設置しようとする者に対する工事資金（以下「資金」という。）の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。  
(資金の種類および貸付けの対象)

第2条 資金の種類は水洗便所改造等資金および排水設備設置資金とし、その貸付けを受けることができる者は次の各号に掲げる資金の種類に応じ、当該各号に掲げる者とする。

(1) 水洗便所改造等資金 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号の処理区域内の建物の所有者または占有者のうち、その所有または占有する建物のくみ取り便所を水洗便所に改造し、かつ、当該改造に伴い排水設備の設置等をしようとする者で、当該工事の費用を一時に調達することが困難であるもの

(2) 排水設備設置資金 法第2条第7号の排水区域内の建物の所有者または占有者のうち、その所有または占有する建物に係る排水設備を設置しようとする者で、当該工事の費用を一時に調達することが困難であるもの（前号の水洗便所改造等資金の貸付けを受けることができる者を除く。）

2 前項に規定する者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 貸付けを受ける資金の償還について支払能力を有すること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 確実な連帯保証人があること。

(貸付金)

第3条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）が貸付けする資金（以下「貸付金」という。）の額は、1,000円を単位とし、その限度額は、次の各号に掲げる貸付金の種類に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 水洗便所改造等資金 1基につき 460,000円

(2) 排水設備設置資金 200,000円

(貸付けの条件)

第4条 資金の貸付けの条件は次のとおりとする。

(1) 貸付金は、無利子とする。

(2) 貸付金の償還方法は、貸付けを受けた月の翌月から起算して次の期間内に元金均等の月賦償還によるものとする。ただし、繰上償還をすることができる。



- 2 管理者は、受益者が納付期日までに負担金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金を減免することができる。
- 3 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年<sup>じゆん</sup>の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(委 任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行前に施行された事業の部分については、当該部分に係る区域を第8条の規定による賦課対象区域とみなして、この条例の規定を適用する。

#### 附 則 (昭和58年1月12日条例第1号)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第7条の規定による単位負担金額の予定額の公告がなされた区域のうち、改正前の第9条第1項の規定による負担金の賦課がなされていない区域に係る各受益者の負担金の額に係る改正後の第6条の規定の適用については、同条中「1平方メートル当たり450円」とあるのは、「改正前の第7条の規定による公告がなされた単位負担金額の予定額」とする。
- 3 改正前の第9条第1項の規定により賦課された負担金は、改正後の第9条第1項の規定により賦課された負担金とみなす。

#### 附 則 (平成5年12月22日条例第49号)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の函館市下水道事業受益者負担金条例の規定によりされた賦課対象区域の公告、負担金の賦課その他の行為は、改正後の函館市下水道事業受益者負担金条例の相当規定によりされた賦課対象区域の公告、負担金の賦課その他の行為とみなす。

# ○函館市下水道事業受益者負担金条例施行規程

(平成6年3月31日)  
水道局規程第18号)

改正 平成6年12月16日 規程第30号  
平成9年4月30日 規程第13号

平成12年12月22日 規程第8号

## (趣 旨)

第1条 この規程は、函館市下水道事業受益者負担金条例（昭和46年函館市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (負担金の算定基準とする地積)

第2条 条例第6条の規定により受益者が負担する負担金（以下「負担金」という。）の算定基準とする地積は、公簿の地積による。ただし、管理者は、公簿の地積によりがたいと認めるときは、実測その他の方法により地積を決定することができる。

## (受益者の申告)

第3条 条例第8条第1項の規定により公告された賦課対象区域内の土地の所有者は、公営企業管理者（以下「管理者」という。）の定める日までに、別記第1号様式の申告書により管理者に申告しなければならない。この場合において、当該土地について条例第2条第1項ただし書の規定により受益者とみなされた者があるときは、当該土地の所有者は、申告書にその者の記名および押印を得なければならない。

2 前項の土地が共有に係るものであるときは、共有者のうちから代表者1人を定め、その代表者が同項の申告をしなければならない。

## (負担金の決定等)

第4条 条例第9条第3項の規定による負担金の額および納付期日等の通知は、別記第2号様式の通知書によりするものとする。

2 各納付期日において納付すべき負担金の額は、条例第9条第1項の規定により定めた負担金の額を10で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額をすべて最初の納付年度の第1期の納付期日に係る負担金の額に合算するものとする。

3 各納付年度における負担金の納付期日は、次のとおりとする。

- (1) 第1期 8月11日から8月31日まで
- (2) 第2期 12月11日から12月30日まで

4 管理者は、特別の事情により納付期日の変更を必要とする場合においては、前項の納付期日と異なる納付期日を定めることができる。

5 第1項の規定は、条例第14条の規定による受益者の地位の承継があった場合における当該継承した者に係る負担金の額および納付期日等の通知について準用する。

## (負担金の徴収猶予)

第5条 条例第10条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする受益者は、別記第3号様式の申請書により管理者に申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請があったときは、負担金の徴収猶予の可否を決定し、当該申請をした受益者に別記第4号様式の通知書により通知するものとする。
- 3 負担金の徴収猶予の期間は、2年以内とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 管理者は、負担金の徴収猶予をしたときは、当該負担金の額を適宜分割して納付期日を定めるものとする。

(徴収猶予の取消し)

第6条 管理者は、負担金の徴収猶予を受けた受益者が、次の各号の一に該当するときは、その徴収猶予を取り消し、その徴収猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。

- (1) 前条第4項の規定により定めた納付期日までに当該納付期日に係る負担金を納付しないとき。
  - (2) 財産の状況その他の事情の変化によりその徴収猶予を継続することが適当でない認められるとき。
  - (3) 第9条各号の一に該当する場合において、その徴収猶予をした期日までにその徴収猶予に係る負担金の全額を徴収することができないと認められるとき。
- 2 管理者は、前項の規定により負担金の徴収猶予を取り消したときは、当該受益者に別記第5号様式の通知書により通知するものとする。

(負担金の減免)

第7条 条例第11条第2項の規定による負担金の減免を受けようとする受益者は、別記第6号様式の申請書により管理者に申請しなければならない。ただし、管理者は、次の各号の一に該当するものについては、申請によらないで負担金の減免をすることができる。

- (1) 国が受益者である土地に係る負担金の減免
  - (2) 別表第6項第11号に掲げる土地に係る負担金の減免
- 2 管理者は、前項本文の申請があったときは、負担金の減免の可否を決定し、当該申請をした受益者に別記第7号様式の通知書により通知するものとする。前項ただし書の規定により負担金の減免の決定をしたときも、同様とする。
  - 3 負担金の減免を受けることができる土地および当該土地に係る負担金の減免率または減免額は、別表のとおりとする。

(減免の取消し)

第8条 管理者は、負担金の減免を受けた受益者について、その減免の理由が消滅したときは、その消滅した日以後の納付期日に係る負担金の減免を取り消し、当該受益者（負担金の減免後において受益者の地位の承継があった場合は、当該地位を承継した受益者）に別記第8号様式の通知書により通知するものとする。

(負担金の繰上徴収)

第9条 管理者は、条例第9条第1項の規定により負担金を賦課された受益者が次の各号の一に該当す

る場合は、納付期日を繰上げて負担金を徴収することができる。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって滞納処分が開始されたとき。
  - (2) 強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続または破産手続が開始されたとき。
  - (3) 受益者に相続があった場合において、相続人が限定承認をしたとき。
  - (4) 法人である受益者が解散したとき。
  - (5) 偽りその他不正の行為により負担金の徴収を免れ、または免れようとしたとき。
- (受益者の変更の届出)

第10条 条例第14条の規定による受益者の変更の届出は、別記第9号様式の届書によりしなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の届出に係る土地が共有に係るものである場合について準用する。  
(延滞金の減免)

第11条 条例第15条第2項の管理者がやむを得ない理由があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第10条各号の一に該当する場合
- (2) その他やむを得ない理由により管理者が延滞金を減免する必要があると認める場合

2 条例第15条第2項の規定による延滞金の減免を受けようとする受益者は、管理者に申し出なければならない。

(申告がない場合等の取扱い)

第12条 管理者は、第3条第1項の規定による申告がない場合または申告の内容が事実と異なると認める場合は、申告によらないで受益者および負担金を決定することができる。

(補 則)

第13条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 函館市公営企業管理者水道局長事務委任規則等を廃止する規則(平成6年函館市規則第10号)による廃止前の函館市下水道事業受益者負担金条例施行規則(昭和47年函館市規則第62号)の規定に基づき提出され、または交付した申告書、申請書その他の書類は、この規定の相当規定に基づき提出され、または交付した申告書等とみなす。

附 則(平成6年12月16日規程第30号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年4月30日規程第13号)

この規程は、平成9年5月1日から施行する。

附 則(平成12年12月22日規程第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

減免を受けることができる土地	減免率または減免額
1 国または地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している次に掲げる土地	
(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）または函館市文化財保護条例（昭和37年函館市条例第26号）に基づき指定された文化財である土地または文化財である建物その他の工作物の敷地	100%
(2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地	100%
(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の用地	75%
(4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項各号および第3項各号に規定する事業のために設置された社会福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設を除く。）の用地	75%
(5) 刑務所、拘置所その他の警察法務収容施設の用地	75%
(6) 一般庁舎の用地	50%
(7) 病院の用地	25%
(8) 有料の公務員宿舎の用地	25%
2 国または地方公共団体がその企業の用に供している土地	25%
3 国または地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	100%
4 公の生活扶助を受けている者その他これに準ずる特別の事情があると認められる者が所有し、または借用している土地	100%
5 公共下水道事業のため土地または物件を提供した者が所有し、または借用している土地	管理者の認める額
6 前各号に掲げる土地のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる次に掲げる土地	
(1) 公共性があると認められる公道に準ずる私道	100%
(2) 公共下水道施設の用に供する土地	100%
(3) 文化財保護法、北海道文化財保護条例または函館市文化財保護条例に基づき指定された文化財である土地または文化財である建物その他の工作物の敷地	100%
(4) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地	100%
(5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人が同法第3条に規定する境内地として所有し、または借用している土地	50%
(6) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の敷地	50%
(7) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校の用地	75%
(8) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が同法第2条第2項および第3項の各号に規定する事業のために設置する施設（児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設を除く。）の用地	75%
(9) 町内会等が所有し、主として集会所として使用する施設の用地	50%
(10) 急傾斜地等のため宅地化が不可能なまたは著しく困難な土地	管理者の認める額
(11) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業または新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づく新住宅市街地開発事業その他これらに類する事業により設置された排水管路等の施設が公共下水道である場合における当該事業の施行区域内の土地	管理者の認める額
(12) その他管理者が特に減免する必要があると認める土地	管理者の認める額

## 下水道事業受益者申告書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

函館市下水道事業受益者負担金条例施行規程第3条第1項の規定により次のとおり申告します。

土地所有者  （共有の場合は、代表者） （1人を定めてください）	住 所
	ふりがな
	氏 名 <span style="float: right;">印</span>
	電 話

土 地 の 所 在		地 目	公 簿 の 地 積
町 名	地 番		
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>

土 地 所 有 者 以 外 の 受 益 者				
土地の所在 町名・地番	権利の種類 (該当に○印)	権利の対象 となる地積	住 所	ふりがな 氏 名
	1地上権 2質権 3使用貸借 4賃貸借	m <sup>2</sup>	電話	印
	1地上権 2質権 3使用貸借 4賃貸借	m <sup>2</sup>	電話	印
	1地上権 2質権 3使用貸借 4賃貸借	m <sup>2</sup>	電話	印
	1地上権 2質権 3使用貸借 4賃貸借	m <sup>2</sup>	電話	印
	1地上権 2質権 3使用貸借 4賃貸借	m <sup>2</sup>	電話	印